青少年に関する違法有害情報対策 に関する状況調査【概要版】

「インターネット上の権利保護対策に資するセキュリティ対策ソフトにおける海賊版サイトへのアクセス抑止方策の有効性の検証事業及び発信者情報開示制度に関する調査」



2022年4月5日

デジタル・イノベーション本部



目次

主要各国におけるプラットフォーマー(PF)への青少年に特化した規制等———	<u>2</u>
1. PFへの青少年に特化した法令・ガイドラインの有無及び概要————————————————————————————————————	3
2. 各国における議会・マスコミ等における議論の動向	<u>21</u>
3. 各国の民間レベルでの自主的取組の事例	-49
参考:青少年保護のための技術的手段等――――――――――――――――――――――――――――――――――――	-62
4. フィルタリングサービスの優良事例	63
5. 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止を目的とした技術的な手法のベストプラクティス	1 —68
6. SNSにおける年齢確認方法に関する各国の状況────────────────────────────────────	 73

主要各国におけるプラットフォーマー (PF)への青少年に特化した規制等

- 1. PFへの青少年に特化した法令・ガイドラインの有無及び概要
- 2. 各国における議会・マスコミ等における議論の動向
- 3. 各国の民間レベルでの自主的取組の事例

- (1)概観
- (2)各国の法令・ガイドライン【付録参照】

(1)概観①(全体動向)

- インターネットにおける青少年保護に関係する法制度等は、「違法有害情報対策」「青少年保護(性的搾取虐待、経済的搾取)」「青少年のプライバシー/データ保護」「普及啓発」「その他・全般」に大別される。
- これらは必ずしもPFの責務として規定されているわけではないが、プラットフォーム(PF)に関係するものとしては、違法有害情報の「仲介」に関する責任、児童の性的搾取・虐待に関する責任、PF上での青少年の活動(例:ユーチューバー等)に関する青少年の搾取・虐待等に関する責任、未成年者の個人情報保護に関する責任、未成年者に配慮したサービス等の設計、などが挙げられる。
- なお、法令・ガイドラインとして規定されていない場合でも、関係機関・団体による自主的な取組として行われているものもある(例:普及啓発等)。

分類	主な規制・義務・規定等
違法有害情報対策	違法有害情報の規定・分類(格付け等)、禁止・制限事項、利用者への通知・情報提供、 フィルタリングやペアレンタルコントロールの提供、違法有害情報の伝送・掲載等におけ る免責条件、学校・公共施設の義務、等
青少年保護(性的搾取虐待、経済的 搾取虐待)	オンラインサービスにおける児童の搾取虐待(性的、経済的)、性的勧誘等に関する規制 (例:児童ポルノ、キッズ・ユーチューバー、性的勧誘、等)
青少年のプライバシー/データ保護	青少年の個人データ取扱いにおける保護者への説明・同意取得、青少年の個人データ取 扱いにおける禁止・制限、等
普及啓発	青少年や保護者、その他関係者のメディアリテラシー向上のための戦略・行動計画等
その他・全般	その他全般的な戦略、行動計画、法規制等





(1)概観②(国·地域別一覧)

	日本	韓国	EU	フランス	ドイツ	英国	米国
違法•有害情報	●青少年インター ネット環境整備法	●電気通信事業法●情報通信網法●放送法●青少年保護法●ゲーム産業振興法	未成年者と人間の尊等か 一様では関するに関するにの 一様では、欧州の視聴覚及の に関することに対し、欧州の視聴覚及の に関することでは、欧州の視聴覚のでは、 一世のは、 一世のは、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一は、 一	●デジタル経済法●教育法●「未成年者のデジタル権: CNILの提言」	●青少年保護法 ●青少年メディア保 護のための州際協 定	●2017年デジタル 経済法 ●Ofcomレポート「インターネットの安全 手段」「子どもと親: メディア利用と態度 に関する報告書」	●児童インターネット 保護法(CIPA)
青少年保護 (児童の性 的・経済的な 搾取虐待)	●児童買春・児童ポルノ禁止法 ・児童福祉法	●キッズ・ユーチュー バー保護ガイドライ ン	●児童に対する性的虐待および性的搾取と児童ポルノとの闘いに関する指令	●労働法			
青少年のプ ライバシー/ データ保護	●個人情報保護法	●個人情報保護法	●一般データ保護規則 (GDPR)	●データ保護法●「未成年者のデジタル権: CNILの提言」		●2018年データ保護法●年齢に応じた設計コード(AADC)	●児童オンラインプ ライバシー保護法 (COPPA)
普及啓発	●青少年インター ネット環境整備法		●青少年のためのより 良いインターネットの ための欧州戦略	●「未成年者のデ ジタル権: CNILの提言」		●2003年通信法 ●オンライン・メディ ア・リテラシー戦略	●21世紀の子どもを 守る法
その他 ·全般			●青少年のためのより 良いインターネットの ための欧州戦略●(デジタルサービス法 (DSA)案)	●「未成年者のデ ジタル権: CNILの提言」		オンライン害悪白書(オンライン安全法案(OSB))	●21世紀の子どもを 守る法

(2)各国の法令・ガイドライン①(韓国)

● 韓国における法令・ガイドラインは以下のとおり。【※専ら青少年保護を目的とするものは緑色で塗りつぶし】

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
違法有害情報対策	電気通信事業法	• 電気通信役務提供者に、青少年に有害なメディア製品を遮断する手段を提供することを義務付け(電波法に基づき割り当てられた周波数を利用する場合)	
	情報通信網法	• 情報通信ネットワークを通じて合法的に流通させることができない情報を規定(青少年に有害な情報の他、違法有害情報の類型を具体的に列挙)	•
	放送法	• 放送通信審議委員会(KCSC)に、電気通信回線を通じて公衆に伝達された情報が公平性及び公共性を維持しているかどうかを判断するための決議を義務付け	
	青少年保護法	• 「青少年に有害なメディア製品」を規定し、メディア製造者又は青少年保護委員会が有 害性を判断	
		• 有害と判断されたメディアの製造者又は発行者に、その旨のラベル貼付を義務付け	
		• インターネットビデオゲームの提供者は、16歳未満のユーザが利用できる時間を制限 しなければならない(深夜12時~午前6時までは提供禁止)	
	ゲーム産業振興法	• ゲーム中毒に関連するリスクから青少年を保護するためにゲーム産業が講じるべき 予防措置(利用者の実名や年齢の確認、保護者の同意取得、時間制限や利用制限の機 能提供、利用規約の適切な通知、過剰利用への注意喚起、ゲームに費やした時間表示、 等)を定める	
青少年保護(児童の性 的・経済的な搾取虐待)	キッズ・ユーチューバー 保護ガイドライン	• 「インターネット個人放送」に出演する児童・青少年とその保護者、その他の製作者が 自主的に遵守するガイドライン(児童・青少年の権益を最優先的に考慮、出演者の完 全かつ調和のとれた人格の発達と才能開発に努力、出演者が望まない有害な要求や 状況を拒否する権利、及び児童・青少年出演者に有害なコンテンツ(13類型)の規定)	•
青少年のプライバシー/ データ保護	個人情報保護法	• 「情報通信サービス」を提供する事業者が、個人情報保護に関して遵守すべき義務を 規定	
普及啓発			_
その他・全般	_		_



(2)各国の法令・ガイドライン②(欧州連合(EU))(1/4)

● 欧州連合(EU)における法令・ガイドラインは以下のとおり。【※専ら青少年保護を目的とするものは緑色で塗りつぶし】

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
違法有害情報対策	未成年者と人間の尊厳の保護に関する同等かつ効果的なレベルの達成を目指す各国の枠組みを促進することにより、欧州の視聴覚および情報サービス産業の競争力を発展させることに関する理事会勧告	 加盟国に対し、青少年および個人の尊厳を保護するために、規制を補完する自発的な国家的枠組みの推進を奨励: 青少年がオンライン視聴覚・情報サービスを責任持って利用できるよう、安全を担保する手段の周知、質の高いコンテンツ・サービスの特定とアクセス容易化、 欧州及び国際レベルでの調和促進 オンラインコンテンツ流通への信頼感醸成のための関係機関の連携 上記取組の評価手法開発 加盟国レベルでの自主規制実施の指針を添付し、自主規制のための行動規範が盛り込むべき内容を提示: 利用者への情報提供(リスク、利用可能な保護手段の通知方法) 未成年者に危害を加える可能性のある合法コンテンツの提示(警告箇所、コンテンツのラベル/分類、年齢確認システム) ペアレンタルコントロールの支援(フィルタリングソフトウェア、フィルタリングサービスの提供条件) 苦情への対応(ホットラインの運営に必要なツール、体制、苦情対応手順等) 	•
	共同体複数年行動計画(インターネットの安全な利用を促進するための複数年にわたる共同体行動計画)	 グローバルネットワーク上の違法・有害なコンテンツと闘うことにより、インターネットのより安全な利用を促進することを目的として、加盟国に対し以下に関する行動を求める: ①業界の自主規制やコンテンツ監視制度の推進、②保護者や教師が青少年に適したコンテンツを選択できるようにする一方で、大人がアクセスさせたい合法的なコンテンツを決定できるようにするためのフィルタリングツールやレーティングシステムの提供を業界に奨励すること、③保護者や教師、青少年がインターネットをよりよく理解し、活用できるように、業界が提供するサービスの認知度を高めること、④法的影響の評価などの行動を支援すること、⑤国際協力を促進することなど 業界の自主規制、フィルタリングやレーティング、意識向上に基づいた、より安全なインターネット利用のためのアプローチのための行動計画を添付 	•



(2)各国の法令・ガイドライン②(欧州連合(EU))(2/4)

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
違法有害情報対策(つづき)	2006年欧州議会·理事会 勧告	 視聴覚及びオンライン情報サービス産業の競争力について、青少年及び個人の尊厳の保護を確保するため、加盟国に対し以下を含むいくつかの措置を講じることを検討するように勧告: オンラインメディアに関する、救済措置等に関する国内法・慣行の導入検討 保護者への普及啓発 インターネット上の未成年者に有害な違法行為への対応策(違法及び/又は違法と疑われるコンテンツに関するラベリング採用、通報手段確立等)に関する行動規範策定と対応促進 視聴覚サービス及びオンラインサービスにおける差別を回避し、これに対抗するための効果的な手段を考慮しつつ、青少年の利益のための積極的な措置(フィルタリングシステムやコンテンツラベリングなど)を開発するよう勧告 	•
	電子商取引指令	 違法有害情報を仲介するサービス提供者(単なる導管、キャッシング、ホスティング、の各事業者)の免責規定を定める 仲介サービス提供者には、送信・保存する情報を監視する一般的義務はない	•
	児童に対する性的虐待およ び性的搾取と児童ポルノと の闘いに関する指令	 性的虐待、児童の性的搾取、児童ポルノ、児童の性的勧誘に関する犯罪の定義と制裁に関する最低限のルールを定め、犯罪の予見と被害者の保護を強化するための規定を導入: 加盟国は、自国領域内で児童ポルノを含む/広めているウェブページの迅速な削除を確保し、自国の領域外でホストされている当該ページの削除を得るために必要な措置を講じる 加盟国が、十分な保護措置を伴う透明性のある手続きを通じて、その領域内のインターネット利用者に向けて児童ポルノを含むまたは流布するウェブページへのアクセスを遮断する措置を取ることを認める 加盟国は、青少年が性的虐待や搾取の被害者になるリスクを軽減するために、意識を高めることを目的とした適切な行動をとる 	•

(2)各国の法令・ガイドライン②(欧州連合(EU))(3/4)

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
青少年保護(児童の性 的・経済的な搾取虐待)	児童に対する性的虐待およ び性的搾取と児童ポルノと の闘いに関する指令	 性的虐待、児童の性的搾取、児童ポルノ、児童の性的勧誘に関する犯罪の定義と制裁に関する最低限のルールを定め、犯罪の予見と被害者の保護を強化するための規定を導入 具体的には、性的虐待に関する犯罪、性的搾取に関する犯罪、児童ポルノに関する犯罪、性的目的のための児童の勧誘、それらの扇動・幇助・未遂、性的虐待や性的搾取の疑いに関する通報、被害児童の援助・支援・保護措置、刑事捜査・訴訟における被害児童保護、児童のセックスツーリズム広告への対策、予防的介入プログラム・措置、等について規定 	•
青少年のプライバシー/ データ保護	一般データ保護規則 (GDPR)	・未成年者(16歳未満:13歳以上であれば加盟国が独自に規定可能)の個人 データの取り扱いには保護者の同意が必要(同意に基づく取扱いの場合)・ 序文(71)にて、青少年を対象とする自動処理への反対を表明	•
普及啓発	青少年のためのより良いイン ターネットのための欧州戦略	 4つの主要な目標を中心としている。 (1) 若者向けの質の高いオンラインコンテンツを促進すること(例:相互運用可能なプラットフォーム、ユーザフレンドリーなツール、加盟国による質の高いコンテンツの基準の実施など) (2) 認識とエンパワーメントの強化(例:デジタル・リテラシー、メディア・リテラシー、学校でのオンラインの安全性の指導など) 	•
その他・全般		(3)オンラインにおける青少年の安全な環境の構築(透明性のある年齢に応じたプライバシー設定の使用、ペアレンタルコントロールの普及と使用、年齢別レーティングとコンテンツ分類を含む) (4)青少年の性的虐待や青少年の性的搾取との闘い(例:オンライン上の青少年の性的虐待に関する資料の迅速かつ体系的な特定と削除、および国際協力)	

(2)各国の法令・ガイドライン②(欧州連合(EU))(4/4)

令・ガイドライン等	概要	PF
ジタルサービス法(DSA)	 全ての仲介サービス提供者(プラットフォーム事業者等)に対して、違法コンテンツの流通に関する責任を規定するとともに、事業者の規模に応じたユーザ保護のための義務を規定。 未成年者保護については特に以下の規定を設置。 【利用規約】仲介サービスが主に未成年者を対象とし、または未成年者が主に利用する場合、未成年者が理解できるような方法で、利用条件や制限を説明する義務 【ダークパターンの禁止等】該当する場合、未成年者のために高いレベルのプライバシー、安全性、およびデザインによるセキュリティを確保するために、(オンライン・インタフェースの)デザイン機能を適応させなければならない 	•
	 【ユーザ生成ポルノコンテンツへの対応】通知と行動(Notice and Action)の仕組みに加え、投稿者の身元確認、専門スタッフによるコンテンツモデレーション、削除要請の適切な仕組み・遅滞の無い対応(※未成年者に限らないが、未成年者との関連も深いと考えられるため記載) 【未成年者に対するターゲティング広告の禁止】広告を表示する目的で、未成年者 	
		シー、安全性、およびデザインによるセキュリティを確保するために、(オンライン・インタフェースの)デザイン機能を適応させなければならない ・ 【ユーザ生成ポルノコンテンツへの対応】 通知と行動(Notice and Action)の仕組みに加え、投稿者の身元確認、専門スタッフによるコンテンツモデレーション、削除要請の適切な仕組み・遅滞の無い対応(※未成年者に限らないが、未成年者との関連も深いと考えられるため記載)

(2)各国の法令・ガイドライン③(フランス)(1/5)

● フランスにおける法令・ガイドラインは以下のとおり(EU全体に適用されるもの以外を下記に記載)。【※専ら青少年保護を目的とするものは緑色で塗りつぶし】

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
違法有害情報対策	デジタル経済法	 オンラインで公衆に通信サービスへのアクセスを提供する者は、特定のサービスへのアクセスを制限することを可能にする技術的手段、またはそのような手段の少なくとも1つを選択して提供することを加入者に通知しなければならない いわゆるホスティング事業者の免責条件を規定(コンテンツや関連する活動の違法性を認識しておらず、、一旦認識した場合に速やかにデータを削除したりアクセスを不可能にしたりする行為を行った場合) 事業者は、送信または保存する情報を監視する一般的な義務、または違法行為を示す事実または状況を求める一般的な義務を負わない 当局は、有害なコンテンツに関するデータについて、事業者の注目を集めるように提供しなければならない 	•
		 行政当局は、(テロ行為の誘発またはテロを許すことに加えて)未成年者を巻き込んだわいせつ物を含むコンテンツの削除を何人に対しても要請できる また、テロリストや児童ポルノのコンテンツを含むウェブサイトのアドレスへのアクセスを遮断するようISPや検索エンジンに要求することができる(ただし、コンテンツが24時間以内に削除されない場合や、コンテンツのホスティング事業者を当局が特定して通知できない場合に限る) 	
	教育法	• 保育園、小学校、中学校および高校においては、児童による携帯電話又はその他の端末電子通信機器の使用は、特定の教育用途又は明示的に許可された内部規則を除き、 それらの学校の外で行われる教育に関連する活動の間は禁止	

(2)各国の法令・ガイドライン③(フランス)(2/5)

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
青少年保護(児童の性的・経済的な搾取虐待)	労働法	 オンラインプラットフォーム上での16歳未満の未成年者の商業的搾取を規制 16歳未満の未成年者が労働関係の一部としてオンラインビデオ活動に従事するためには政府の事前許可が必要 映像共有プラットフォームサービスにおける16歳未満の未成年者の映像の流布は、未成年者が主体である場合には、コンテンツの蓄積時間やコンテンツ数、コンテンツから発生する収入が所定の閾値を超えた場合、法定代理人が権限のある当局への宣言に従うことが必要 映像共有プラットフォームサービスに対し、6つの基準を持つ憲章を採択することを求める:①利用者へのリスクの周知、②私生活への影響・権利・利用可能な保護手段の周知啓発、③不適切コンテンツの通報促進、④個人データの保護、⑤未成年者の尊厳・道徳的又は身体的完全性が侵害される状況の発見の改善、⑥データ保護法に基づく、未成年者によるデータ消去の実施と、そのための手続きの分かりやすい通知 	•
青少年のプライバシー/ データ保護	データ保護法	 GDPRの規定に基づき、データ保護法は、情報社会サービス(OTTサービス等)を利用する子供の同意年齢を15歳に引き下げる(未成年者と未成年者に対する親権者が共同で同意した場合に限り、データ処理は合法) 忘れられる権利について、情報社会サービスでのデータ収集時にデータ主体が未成年であった場合、データの削除を要求 	•
普及啓発	_	• (EUの法令・ガイドラインに従い、またプログラムに参加する)	_
その他・全般	_	• (EUの法令・ガイドラインに従い、またプログラムに参加する)	
	「未成年者のデジタル 権:CNILの提言」	未成年者の最善の利益をより尊重したデジタル環境を構築できるよう支援するため、 CNILはGDPRや関係者との対話結果をふまえ、8項目の提言を作成し2021年4月 に発表(次ページ参照)	

(2)各国の法令・ガイドライン③(フランス)(3/5)

● 「未成年者のデジタル権:CNILの提言」は以下の8項目の提言で構成されている。(1/3)

提言1「未成年者のオンライン行動能力を規制する」

- 子どもたちのデジタル技術の利用は大規模で、かつ大部分が自律的である。また、GDPRは、一定の年齢から、オンラインサービスにおける自身のデータに関する特定の種類の処理に同意する能力を子どもに与えることによって、この自律性を規制的に認めるという形を確立している。
- したがって、裁判所の裁量による評価に従い、以下の場合に限り、子どもの成熟度に応じて、いかなる場合でも15歳以上の子どもは、ソーシャルネットワークやオンラインゲームサイトへのサインアップなどのオンラインサービスを目的としたデータの取扱いを伴う契約を締結する能力があると見なすのが妥当である:
- そのサービスが子ども向けのものであること。
- データの処理が、GDPRおよびフランスのデータ保護法に規定されたデータ保護規則を厳密に遵守していること(例:収集したデータの最小化、明確に示された利用目的、限られた期間、安全な方法による収集など)。
- 子どもは、自分のデータがどのように使用されるか、またデータ保護とプライバシーの権利について、 明確かつ適切な情報を与えられ、子どもが約束したことの意味と範囲を理解できるようにすること。
- 子どもの最善の利益を保護するために必要であると考えられる場合、保護者が子どものアカウントの削除を要求する法的権利を有すること。
- これは、子どもにとってのフリーパスではなく、またオンラインサービス提供者が子どもと大人同様に 契約を結べるという白紙委任状でもない。一方で、若者のデジタル実践の実態に目をつぶることなく、 彼らの自律性を支えるために必要な保護的枠組みの重要性を強調する利点もある。
- CNILは、この分野で裁判所が下したすべての判決に細心の注意を払う。

提言2 「未成年者の権利行使を奨励する」

- 子どもは、「日常的な行為」と見なすことができ、特にそれが子どもの最善の利益になる場合、自分の個人データに関して自らの権利を直接行使することができる。ソーシャルネットワーク、ゲーム、ビデオ共有のプラットフォームにおいて、子どもたちが自らの個人情報に関する権利を行使することができるようにすべきである。
- この自律的な行動能力は、子どものために同じ権利を行使し、その過程でサポートを提供する両親の 権限を無効にするものではない。
- これらの権利が効果的に行使されるようにするため、CNILは、オンラインサービス提供者に対し、そのプロセスおよび利用可能な法的救済措置について、明確かつ理解しやすい方法で説明するためにあらゆる手段を講じることを推奨している。

(2)各国の法令・ガイドライン③(フランス)(4/5)

(つづき)。(2/3)

提言3「デジタル教育で保護者を支援する」	 CNILとそのデジタル教育イニシアチブ「Educnum」は、すでに保護者が子どものデジタル教育に関与するよう、積極的に啓発活動を行っている。 最近では、3つの規制当局(権利擁護機関、高等視聴覚協議会(CSA)、インターネット上の著作物の普及と権利保護のための高等機関(Hadopi))と連携し、教育者と保護者を対象とした教育リソースのデジタル市民キットの作成を支援している。この取組みには、教育省との継続的なパートナーシップも含まれる。 子どもたちがオンライン上の権利の具体的な保護の恩恵を受けられるようにし、保護者や教育者に効果的なツールやサポートサービスを提供するには、子どものデジタル教育に関わる様々な人々の間の相乗効果を強化することが不可欠である。そのため、すべての関係者(機関、団体、慈善団体)と協力しながら、これらの取組みをさらに発展させることが極めて重要である。
提言4「15歳未満の未成年者に ついては親の同意を得る」	オンラインサービス提供者は、親権者のうち1人のみの同意を得ればよく、他の親権者がいる場合はその同意は推定される。ただし後者が希望する場合は、反対の意思を表明する機会を与えなければならない。
提言5 「子どものプライバシーと 利益を尊重したペアレンタ ルコントロールツールを推 進する」	 データ保護原則、特に以下を遵守する。 子どもの興味、年齢、成熟度を考慮し、永久的な位置情報のような侵入的な装置を避ける、比例原則 保護者による管理の方法について明確に知らせることによる、子どもに対する透明性の原則 第三者が未成年者の情報(例:未成年者の詳細な位置情報)にアクセスできないようにするための、未成年者のデータの安全性の原則
提言6「デザインにより未成年者 の情報・権利を強化する」	 プライバシーポリシーやサービス利用規約が、未成年者が利用するサービスに適した情報であること (明確さ、簡潔さ、魅力)の要件を満たしていることを表示する。 そのためには、未成年者が理解できる透明でシンプルなインターフェースを設計し、CNILが推奨する 特定の保護対策(勧告8を参照)に準拠する必要がある。特に、欺瞞的なデザインや操作のテクニック (ダークパターン)がインターフェースに組み込まれないように注意する必要がある。シンプルなプライ バシー設定と、位置情報など特定のオプションのデフォルトでの非アクティブ化を実装すべき。 未成年者のデータ保護に関する約束を、特にこの提言の遵守に関して、簡潔で理解しやすい形式で公表する。

(2)各国の法令・ガイドライン③(フランス)(5/5)

(つづき)。(3/3)

提言7「子どもの年齢を確認し、 プライバシーを尊重する 両親の同意を確認する」	 比例的アプローチ(顔認識による年齢確認は不釣り合い) 個人データ収集の最少化(厳密に必要なもののみに限定) ロバスト性(リスクがあると考えられる慣行や取扱いに対して強固であるべき、広告目的での利用は排除されるべき) シンプル(年齢確認と保護者同意を兼ね備えた、シンプルで使いやすいソリューション促進) 標準化(幅広く利用されるための、業界標準、認証プログラムの推進) 第三者介入(関係者の身元を状態(保護者の帰属)の事前確認を保証する、信頼できる第三者による年齢確認)
提言8「子どもの利益を守るため の具体的な保護手段を提 供する」	 デフォルトで強化されたプライバシー設定を実装する。 特に広告のターゲティングを目的とした、未成年者のプロファイリングをデフォルトで無効化する。 未成年者の最善の利益に関するやむを得ない理由であることを証明できない限り、商業目的または広告目的で未成年者のデータを再利用したり、第三者に送信したりしない。

出典: CNIL, "Les droits numériques des mineurs", https://www.cnil.fr/fr/les-droits-numeriques-des-mineurs (英語版は) "Digital rights of children", https://www.cnil.fr/en/digital-rights-children

(プレスリリース) "CNIL publishes 8 recommendations to enhance the protection of children online", 09 August 2021, https://www.cnil.fr/en/cnil-publishes-8-recommendations-enhance-protection-children-online



(2)各国の法令・ガイドライン④(ドイツ)(1/2)

● ドイツにおける法令・ガイドラインは以下のとおり(EU全体に適用されるもの以外を下記に記載)。【※専ら青少年保護を目的と するものは緑色で塗りつぶし】

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
違法有害情報対策	青少年保護法	 ・ 青少年を公共の場で保護するとともに、ドイツの青少年が利用する可能性のあるメディアを規制する ・ 規制対象は喫煙、アルコール摂取、飲食店の入店時間なども含んでおり幅広いが、デジタルコンテンツやオンラインメディアに関する主な規定は以下のとおり: ・ 「青少年に有害メディア」(パッケージメディア及びテレメディア)、「青少年に著しく有害なメディア」(同)の定義と分類 ・ 禁止行為(青少年への提供、青少年がアクセス可能な場所での展示・掲示・実演、無人店舗や通販での販売、通販での輸入、青少年がアクセス可能な場所での宣伝、有害メディアの製作・調達・在庫所有) ・ PF(「映画・ゲームプラットフォーム」: ドイツ国内のユーザ数が100万人以上、外国PFにも適用)の責任を規定: 認定された格付け機関のレイティングに基づく年齢区分の表示 ・ UGC(ユーザ生成コンテンツ)サービス提供者(ドイツ国内のユーザ数が100万人以上)の責任を規定: 違法有害コンテンツや有害メディアについて、通報手段・救済手段を提供する義務、UGCのレイティングシステムの提供、年齢確認の技術的手段の提供、青少年ユーザ 	•
	青少年メディア保護のための州際協定	を保護するためのデフォルト設定、等 ・ 青少年保護法で規定する有害コンテンツに加え、ドイツ憲法で禁止されている組織の記章を使用したコンテンツ、一部の国民や民族、人種、宗教、民族に対する憎悪や暴力を煽るコンテンツ、国家社会主義政権の行為を否定または軽視するコンテンツなども違法と規定 ・ 3つの年齢カテゴリー(6歳以上、12歳以上、16歳以上)に基づきコンテンツを分類 ・ 自主規制基準の認定 ・ 広告における規制:①有害コンテンツを広告として配信することの禁止、②青少年の未熟さを利用して商品やサービスの購入やレンタルを直接的に勧める内容を含むことの禁止、③青少年が保護者を説得して購買するように仕向けたり、信頼関係を利用したり、青少年が危険な状況に置かれている様子を描写する広告の制限	•





(2)各国の法令・ガイドライン④(ドイツ)(2/2)

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
青少年保護(児童の性 的・経済的な搾取虐待)	_	• (インターネット上での青少年保護に関する規定は特段なし)	
青少年のプライバシー/ データ保護	_	• (GDPRに従う)	_
普及啓発	_	• (EUの法令・ガイドラインに従い、またプログラムに参加する)	_
その他・全般	_	• (EUの法令・ガイドラインに従い、またプログラムに参加する)	

(2)各国の法令・ガイドライン⑤(英国)(1/2)

英国における法令・ガイドラインは以下のとおり。【※専ら青少年保護を目的とするものは緑色で塗りつぶし】

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
違法有害情報対策	2017年デジタル経済法	 青少年のインターネット利用に関するアクセス権と個人データの保護に関して規定: オンラインポルノへの18歳未満の者のアクセスを防止するよう、事業者に義務付け Ofcomは、児童番組の提供に関する基準(放送チャンネルだけでなく、無料のインターネットストリーミングにも適用されると考えられる)を公表することができる インターネットアクセスサービスのプロバイダが、サービス条件に従って制限される限り、「児童保護のために、情報、コンテンツ、アプリケーションまたはサービスへのアクセスを防止または制限する」ことを可能にする 	•
	Ofcomレポート「イン ターネットの安全手段」	 政府と主要ISP4社の合意(2013年7月)による提供開始されたフィルタリングサービスについて、提供・利用状況を報告(2014年7月) その後も、"Children and parents: media use and attitudes report" において、フィルタリングの認知度、利用度を定期的に調査・公表 	
青少年保護(児童の性 的・経済的な搾取虐待)	_	(インターネット上での青少年保護に関する規定は特段なし)	_
青少年のプライバシー/ データ保護	2018年データ保護法	 GDPRを英国法として整備しつつ補完するもの 保護者の同意が必要な子どもの年齢を「13歳まで」に引き下げる 個人データの特別なカテゴリと、その取扱いに関して対処すべき考慮事項(危険にさらされている子どもと個人のデータは保護されなければならない:子どもに関連するデータの処理において守るべき条件) 	•
	年齢に応じた設計コード (AADC)	2018年データ保護法に基づき、子どものデータ保護を目的として、児童がアクセスする可能性の高い情報社会サービスが守るべき法定行動規範(15条項)を作成: → 子どもの利益を優先、DPIA、年齢に応じた適用、透明性、データの有害な使用禁止、ポリシーとコミュニティ基準、デフォルト設定、データ最少化、データ共有、位置追跡、ペアレンタルコントロール、プロファイリング、ナッジ禁止、コネクテッドデバイスへの対応、子どもの権利行使・懸念通報のためのオンラインツール	•

(2)各国の法令・ガイドライン⑤(英国)(2/2))

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
普及啓発	2003年通信法	 第11条にて、メディアリテラシー向上を促進するためのOfcomの義務を規定 「電子メディアで公表されるコンテンツの性質と特徴、公表される理由・過程」に関する公衆の理解の理解をもたらす、あるいは他者がもたらすことを奨励する 「電子メディアで公表されるコンテンツへのアクセスを規制することができる、利用可能なシステム」、「電子メディアで公表されるコンテンツについて、受信できるコンテンツを管理できる利用可能なシステム」に関する公衆の理解の理解をもたらす、あるいは他者がもたらすことを奨励する 電子メディアで公表されるコンテンツへのアクセスを規制し、受信されるコンテンツの管理を容易にするための、効果的かつ使いやすい技術およびシステムの開発および使用を奨励する 	
	オンライン・メディア・リ テラシー戦略	 英国ではメディア・リテラシーの分野は充実しているが、広範なステークホルダーが参加する上でのセクター横断的な課題があることから、より協調的かつ広範囲で、質の高いメディア・リテラシー活動を実施する組織を支援することを目的として2021年に策定 ①メディア・リテラシーの将来のための戦略的方向性を設定、②メディア・リテラシー活動への協調的なアプローチを確保、③メディア・リテラシーの状況における主要なギャップに対処、④メディア・リテラシー活動を行う組織のための障壁を減らし、機会を創出、の4本柱 	•
その他・全般	オンライン害悪白書 (OHWP) オンライン安全法案 (OSB)	 英国における安全なネット環境の確保を目的とした政策を政府が提案したもので、違法有害情報の規定(違法情報、未成年者に有害な情報、成年者に有害な情報)、規制対象事業者とその義務(注意義務)、規制・監督体制、メディアリテラシー向上、ネット安全のための技術利用、などについての考え方・案を提示 プラットフォーマーなどのオンライン企業による自主規制に依存せず、政府が規制(注意義務の設定など)を行い、当該規制が守られているかをOfcomが監視するといった新たな規制を提案している 青少年保護の面では、未成年者の保護、未成年者に有害な情報への対策、Ofcomによるメディアリテラシー向上の取組み、などが含まれている 	•

(2)各国の法令・ガイドライン⑥(米国)

● 米国における法令・ガイドライン(連邦レベル)は以下のとおり。【※専ら青少年保護を目的とするものは緑色で塗りつぶし】

分類	法令・ガイドライン等	概要	PF
違法有害情報対策	児童インターネット 保護法(CIPA)	• 連邦通信委員会(FCC)のE-rate program)を通じてインターネットおよび構内接続の割引を受ける学校・図書館は、猥褻、児童ポルノ、または未成年に有害な画像へのインターネットアクセスを遮断またはフィルタリングする技術保護措置を含むインターネット安全ポリシーを持っていることを(年間ベースで)証明しなければならない	
青少年保護(児童の性 的・経済的な搾取虐待)	_	• (インターネット上での青少年保護に関する規定は特段なし)	_
青少年のプライバシー/データ保護	児童オンラインプラ イバシー保護法 (COPPA)	 児童向けのウェブサイトやオンラインサービスの運営者、または児童から個人情報を収集していることを実際に認識している運営者が、連邦取引委員枚(FTC)が定めた規則に違反する方法で、児童から個人情報を収集することを違法と規定 運営者は、保護者に対して以下を説明しなければならない:①収集した個人情報の具体的種類、②収集した個人情報のさらなる利用・保持・将来のオンライン収集について保護者が拒否できる機会、③収集した個人情報を保護者が取得するための手段 児童に対し、ゲームへの参加、賞品の提供、その他の活動への参加のための条件として、合理的に必要とされる以上の個人情報を開示させることを禁止 児童から収集した個人情報の機密性、秘密性及び完全性を保護するための合理的な手続を確立し維持することを要求 保護者の同意取得が不要な情報、保護者の同意が得られない場合のサービス終了についても規定 FTCが承認した団体が発行した自主規制ガイドラインを遵守した場合、FTC規則の要件を満たすことができる 	
普及啓発	21世紀の子どもを 守る法	• FTCは、子どもたちのインターネットの安全な利用を促進する全国的なプログラム(インターネットの安全性のためのベストプラクティスを奨励し、公共及び民間団体の既存の資源を使用して、啓発と教育キャンペーンへのアクセスを促進する)を提供する	
その他・全般		• 通信情報担当商務次官補は、教育、ペアレンタルコントロール技術、ブロッキングおよび フィルタリングソフトウェア、コンテンツのレーティング等、オンライン安全性を促進する ための業界の取り組みをレビュー・評価する	

- (1)概観
- (2)英国・「オンライン安全法案(OSB)」
- (3)EU・「デジタルサービス法(DSA)案」
- (4)米国·SNSに関連する公聴会等
- (5)米国・「子どもオンライン安全法案」

(1)概観

◆ 本節では、青少年保護に関する各国における議会・マスコミ等における議論の動向について、英国「オンライン安全法案(青少年保護に関連する部分)」、EU「デジタルサービス法案(同)」、いわゆるFacebook文書」報道及び米国上院でのSNSに関する公聴会、米国「子どもオンライン安全法案」について、概要を整理する。

国·地域	議会・マスコミ等の動き	概要
英国	オンライン安全法案(OSB)	 英国における安全なネット環境の確保を目的として、プラットフォーマーなどのオンライン企業による自主規制に依存せず、政府が規制(注意義務の設定など)を行い、当該規制が守られているかをOfcomが監視するといった新たな規制を提案 青少年保護の面では、未成年者の保護、未成年者に有害な情報への対策、Ofcomによるメディアリテラシー向上の取組み、などが含まれている
EU	デジタルサービス法(DSA)案	 全ての仲介サービス提供者(プラットフォーム事業者等)に対して、違法コンテンツの流通に関する責任を規定するとともに、事業者の規模に応じたユーザ保護のための義務を規定する法案として提案され、審議中 青少年保護(青少年に配慮した設計、個人データ保護、ターゲティング広告の禁止、リベンジポルノ等への事業者の対応義務、等)の規定を含む
米国ほか	「Facebook文書」報道	• Facebook社(当時)の内部文書が流出し、FacebookやInstagramが、利用者 (とくに青少年)に対し重大な影響を及ぼすことを知りつつ、利用拡大を優先したと いう報道がなされ大きな問題となった
米国	上院(商業・科学・運輸委員会) 公聴会「オンラインの子どもの 保護」	 Facebook文書報道も踏まえ、上院の商業・科学・運輸委員会では「オンラインの子どもの保護(Protecting Kids Online)」と題した公聴会が複数回開催された 公聴会では、有識者による問題提起、事業者(Facebook/Instagram、Snap、TikTok、YouTube)の説明、Facebookの内部告発者の証言、及び議員による議論が行われた
米国	子どもオンライン安全法 (KOSA)案	• 上院公聴会をふまえ、オンラインサービスを利用する子どもを保護するため、「親と子どもへの安全策とツールの提供」、「ソーシャルメディア・プラットフォームの説明責任」、「ソーシャルメディア・プラットフォームアルゴリズムの開放」を柱とする法案が提出された

(2)英国・「オンライン安全法案(OSB)」①概略

● 英国政府はオンライン上の安全性確保・向上を目的に、パブリックコメント等を経て、オンライン安全法案 (Online Safety Bill、以下OSB)の草案を2021年5月に公表した。

特徴:自主規制に依存しない新たな規制枠組

オンライン企業による<u>自主規制に依存せず</u>、<u>政府が規制(法定注意義務の設定など)を行い、当該規制が守られているかを</u>Ofcomが監視する新たな規制枠組みを提案

- 1. 法定注意義務(ユーザーの安全性に対する企業の責任を高め、 オンライン上の有害コンテンツに対処することを求めるもので、 プラットフォーマは遵守することが求められる)
- 2. Ofcomによる監督・執行(プラットフォーマに課した注意義務が遵守されているか監視・評価する)
- 3. 行動規範(注意義務の履行・遵守方法を概説したものをOfcomが作成し、プラットフォーマはこれに従うかまたは同等以上の効果をもつ代替アプローチをとる必要がある)

プロバイダの義務(サービスカテゴリー別)

注意義務

その他の義務

- リスク評価
- 違法コンテンツへの対応(安全義務)
- 表現の自由とプライバシーへの配慮
- 報告・救済の仕組み
- 記録の保存
- 透明性の確保
- Ofcomへの手数料支払い

規制対象:ユーザー間サービス、検索サービス

インターネットサービス

ユーザー間サービス

規制される(※) ユーザー間サービス

検索サービス

規制される(※) 検索サービス

(※)英国と関連があり、「除外されるサービス」でないものが規制対象

規制対象: 違法コンテンツ、有害コンテンツ

違法コンテンツ

テロリズムコンテンツ

CSEA*コンテンツ

DCMS国務大臣が定める コンテンツ

上記いずれにも当てはまらないが法に触れ個人に被害を与 えるコンテンツ

*子どもの性的搾取・虐待

子どもに有害なコンテンツ

DCMS国務大臣が定める 優先有害コンテンツ

プロパイダが定めるコンテンツ

大人に有害なコンテンツ

DCMS国務大臣が定める 優先有害コンテンツ

プロパイダが定めるコンテンツ

(2)英国・「オンライン安全法案(OSB)」①経緯

- 英国政府はオンライン上の安全性確保・向上を目的に、2019年4月にOnline Harms White Paperを公表。
- その後、パブリックコメントを実施し、2021年5月にはオンライン安全法案(Online Safety Bill、以下OSB)の草案が公表された。(以降、本資料の内容は特に注記がない限りこの草案の内容に基づく)
- OSBの草案公表以降、英国議会の合同委員会やDCMS小委員会でOSB草案について検討・議論が行われ、2021年末~ 2022年初にかけて検討結果が公表されている。
- 2022年3月17日、上記検討の結果を踏まえ修正されたOSBが英国議会に提出された。

年月	出来事
2019年4月8日	● Online Harms White Paper をデジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)と内務省が共同で作成し、公表
~2019年7月1日	● White Paperに対するパブリックコメント期間
2019年10月	● マルチステークホルダーを含む透明性ワーキンググループを立ち上げ
2020年2月12日	● パブリックコメントに対する政府の初期対応(Initial Government Response)を公表
2020年12月15日	 ● パブリックコメントに対する政府の完全な対応(Full Government Response)を公表 ● 子どもの性的搾取や虐待、テロ行為に関する暫定的な行動規範を公表 ● 透明性ワーキンググループの成果を公表
2021年5月12日	● OSBの草案を公表
2021年12月14日	● 英国議会の合同委員会(貴族院と庶民院合同の委員会)がOSB草案に関するレポートを公表
2022年1月24日	● オンラインの害と偽情報に関するDCMS小委員会がOSB草案に関するレポートを公表
2022年2月7日	● DCMSが、英国法律委員会(Law Commission)によって2021年7月に公表された"Modernising Communications Offences A final report"での提案事項をOSBに反映する声明を発表。
2022年2月8日	● DCMSが、ポルノを公開する全てのサイトに、ユーザーが18歳以上であることを確認するための堅牢なチェックを実施することを義務付ける新しい法的義務をOSBに導入する声明を発表。
2022年2月25日	● DCMSが、カテゴリー1の企業(後述)に対して、匿名での荒しを防ぐためのユーザ認証の義務や、成人にとって有害なコンテンツをユーザが望まない場合には表示しないようにする義務をOSBに導入する声明を発表。
2022年3月8日	● DCMSが、違法・有害な有料広告をOSBの規制対象に加える声明を発表。
2022年3月17日	● 2021年5月12日版のOSB草案に対する議論を踏まえ修正されたOSBが英国議会に提出された。

(2)英国・「オンライン安全法案(OSB)」②法案の特徴

プラットフォーマなどのオンライン企業による自主規制に依存せず、政府が規制(注意義務の設定など)を行い、当該規制が守られているかをOfcomが監視するといった新たな規制を提案。

	政府	プラットフォーマ—
1. 法定の注意 義務の設定	 政府は、ユーザーを安全に保ち、サービスに対する違法で有害な行為などに対処するための合理的な措置を講じるために、新しい法定の注意義務を策定する。 注意義務は、ユーザーの安全性に対する企業の責任を高め、オンライン上の有害コンテンツに対処することを求めるものである。 ※義務の例:自社サービスのリスク評価、リスクへの対応方法、有害コンテンツ通報窓口の設置、リスク評価結果や対応内容の公表 	● プラットフォーマーは、 <mark>当該注意</mark> <mark>義務を遵守</mark> することが求められ る。
2. Of comによる監督・執行	 政府は、プラットフォーマーに課した注意義務が遵守されているか監視・評価する権限をOfcomに付与。 Ofcomは、注意義務などに違反したプラットフォームに対して罰則や罰金を課すなどの執行権限を持つ。 	• —
3.注意義務を 果たす行動 規範の作成	 ● Ofcomは、設定された注意義務の履行・遵守方法を概 説したものを<mark>行動規範として作成</mark>し、提示する。 	 プラットフォーマーがこれらの行動規範に規定されているガイドラインに従うことが強く期待される。 従わない場合、自社の代替アプローチがどの程度効果的に同等以上の影響をもたらすかを説明し、正当化する必要がある。

【参考】 英国・「オンライン安全法案(OSB)」(法案構成)

第1部	概要と主要な定義	(章なし)
第2部	規制されるサービスのプロパイダの責任	第1章 導入
		第2章 ユーザ間サービスのプロパイダの注意義務
		第3章 検索サービスのプロパイダの注意義務
		第4章 子どもによるアクセスに関する評価
		第5章 行動規範
		第6章 第2部における解釈
第3部	プロパイダのその他の義務	第1章 透明性レポート
		第2章 手数料
第4部	規制されるサービスに関するOfcomの権限と	第1章 一般的な義務
	義務	第2章 サービスのカテゴリー登録
		第3章 リスク評価
		第4章 テロリズムコンテンツやCSEAコンテンツに対する技術の使用
		第5章 情報
		第6章 執行権限
		第7章 委員会、研究とレポート
		第8章 メディアリテラシー
第5部	上訴とスーパークレーム	第1章 上訴
		第2章 スーパークレーム
第6部	規制サービスに関するDCMS国務大臣の機能	(章なし)
第7部	般的及び最終的な条項	(章なし)
付随書		付随書1 除外されるサービス/付随書2 テロリズムに関する違反/付随書3 CSEAに関する違反 /付随書4 規制されるサービスのカテゴリー:規則/付随書5 立ち入り調査の権限

(2)英国・「オンライン安全法案(OSB)」③規制対象サービス

インタ	⁷ ーネットサービス	インターネットを利用して提供されるサービス。
	ユーザー間サービス (user-to-user service)	サービスのユーザーによって生成され、またはサービスの利用者によってサービスにアップ ロードされ、もしくはサービス上で共有されるコンテンツに、サービスの他のユーザーが遭遇 する可能性のあるインターネットサービス。
	規制されるユーザー間サービス	英国と関連があり(※1)、「除外されるサービス」(※2)でないユーザー間サービス。
	検索サービス (search service)	「検索エンジン」であるか、それを含み、ユーザー間サービスでないインターネットサービス。 ※「検索エンジン」とは、ウェブサイトまたはデータベースを検索できるサービスまたは機能。 単一のウェブサイトまたはデータベースを検索するものは含まない。
	規制される検索サービス	英国と関連があり(※1)、「除外されるサービス」(※2)でない検索サービス。
いずれにも該当しないサービス		(上記以外のサービス)※法案では直接の言及はない

- ※1 サービスが以下のいずれかに該当する場合、 英国と関連があるとみなす。(英国外から提供 されるサービスを含む。)
- 相当数の英国人ユーザーがいる。
- 英国のユーザーがそのサービスのターゲット市場 の一つ(または唯一のターゲット市場)を形成して いる。
- 英国で個人により使用される可能性があり、かつ、 以下により、英国の個人が重大な被害を受ける 危険性があると信じるに足る合理的理由がある。
 - (i) ユーザー間サービスの場合は、サービス上に 存在するコンテンツ。
 - (ii) 検索サービスの場合、検索結果の中で、または 検索結果を介して遭遇する可能性のあるコン テンツ。

- ※2 除外されるサービスは付随書1(DCMS国務大臣が改訂できる)にて以下の通り定められている。
- 電子メールサービス、SMS/MMS
- 1対1のライブ音声通信のみを提供するサービス
- 企業内サービス
- 機能が制限されたサービス:以下の方法でのみユーザーがコミュニケーションが可能な ユーザ間サービス
 - (a) サービスの提供者(またはサービスの提供者の代理を務める者)が制作・公開した コンテンツに関連するコメントやレビューを投稿すること。
 - (b) そのようなコメントやレビューを別のインターネットサービスで共有すること。
 - (c) そのようなコメントやレビュー、または(a)に記載されたコンテンツについて、以下の方法で意見を表明すること。
 - (i)「いいね」、「よくないね」ボタン、またはその他の性質のボタン
 - (ii) あらゆる種類の絵文字またはシンボル
 - (iii) イエス/ノーの投票
 - (iv) コンテンツを何らかの方法で評価または採点(星評価や数値評価を含む)。
- 公的主体によるサービス

(2)英国·「オンライン安全法案(OSB)」④規制コンテンツ(1/2)

ユーザー生成コンテンツ

(user-generated content)

下記i,iiのいずれかに該当し、当該サービスの他のユーザーがサービスを利用して 遭遇する可能性のあるもの。

- i. 当該サービスのユーザーによって生成されたもの。
- ii. 当該サービスのユーザーによって当該サービスにアップロードされ、または 当該サービス上で共有されたもの。

規制の対象となるコンテンツ

ユーザー生成コンテンツのうち、<u>下記 a.~e. に該当"しない"もの</u>

(regulated content)

違法コンテンツ

(illegal content)

テロリズムコンテンツ

CSEA*コンテンツ

DCMS国務大臣が定めるコンテンツ

上記いずれにも当てはまらないが法に触れ 個人に被害を与えるコンテンツ

* CSEA: 子どもの性的搾取・虐待(child sexual exploitation and abuse)

子どもにとって有害なコンテンツ

(content that is harmful to children)

DCMS国務大臣が定める優先有害コンテンツ

プロパイダが定めるコンテンツ

大人にとって有害なコンテンツ

(content that is harmful to adults) DCMS国務大臣が定める優先有害コンテンツ

プロパイダが定めるコンテンツ

規制の<u>対象から</u> <u>除外される</u> コンテンツ

- a. e-mail、SMSメッセージ、MMSメッセージ
- b. サービスプロバイダーのコンテンツに対するコメントやレビュー
- c. 1対1の音声通話
- d. 広告出稿費用が支払われたコンテンツ
- e. ニュース出版社によるコンテンツ

(2)英国・「オンライン安全法案(OSB)」④規制コンテンツ(2/2)

違法 コンテンツ

● 下記i,iiの両方に該当するもの。

- i. 規制の対象となるコンテンツであること。
- ii. 「関連する犯罪」に「相当する」もの。
- ※「関連する犯罪」とは、テロリズム、CSEA、DCMS国務大臣が別途定めるもの、それらにいずれも当てはまらないが個人が被害となる犯罪である。
- ※「相当する」とは、プロパイダーが以下のいずれかに該当すると信じる合理的な根拠がある場合である。
 - a. 言葉、画像、発言または音の使用が、「関連する犯罪」に相当する。
 - b. 当該サービスに存在する他の規制の対象となるコンテンツと組み合わせた場合、単語、画像、発言または音の使用が「関連する犯罪」に相当する。
 - c. そのコンテンツの流布が「関連する犯罪」を構成する。

子どもに とって 有害な コンテンツ

● 下記i,ii,iii,ivのいずれかに該当する、規制の対象となるコンテンツ。

- i. 子どもに有害な第一優先コンテンツとしてDCMS国務大臣が作成した規則で指定されたもの
- ii. 子どもに有害な優先コンテンツとしてDCMS国務大臣が作成した規則で指定されたもの
- iii. プロパイダがコンテンツの性質上、通常の感覚を有する子どもに身体的または心理的に重大な悪影響を及ぼし、または「間接的に及ぼす」恐れがあると信じる合理的根拠がある
- iv. プロバイダが以下を考慮し、当該コンテンツが流布することが通常の感覚を有する子どもに身体的または心理的に著しい悪影響を与える恐れがあると信じる合理的根拠がある
 - a. 当該コンテンツに遭遇する可能性のある利用者の数 b. 当該コンテンツが容易、迅速かつ広く流布する可能性
- ※プロバイダが特定の年齢の子どもや特定の属性集団の子どもに重大な影響のリスクがあると信じる合理的な根拠を有する場合、iii, ivに該当するとみなす。
- ※ iiiの「間接的に及ぼす」とは以下のいずれかを指す。
 - a. コンテンツが、個人に対して、そのコンテンツの対象となるこどもに身体的又は心理的に重大な悪影響を及ぼすようなことをさせたり言わせたりすること
 - b. コンテンツによって大人が、自身に身体的又は心理的に重大な悪影響を与えるか、自身にその影響が生じる可能性を増大するようにふるまうこと

大人に とって 有害な コンテンツ

● 下記i,ii,iiiのいずれかに該当する、規制の対象となるコンテンツ。

- i. 大人に有害な優先コンテンツとしてDCMS国務大臣が作成した規則で指定されたもの
- ii. プロパイダがコンテンツの性質上、通常の感覚を有する大人に身体的または心理的に重大な悪影響を及ぼし、または「間接的に及ぼす」恐れがあると信じる合理的根拠がある
- iii. プロバイダが以下の両方を考慮し、当該コンテンツが流布することが通常の感覚を有する大人に身体的または心理的に著しい悪影響を与える恐れがあると信じる合理的根拠がある
 - a. 当該コンテンツに遭遇する可能性のある利用者の数 b. 当該コンテンツが容易、迅速かつ広く流布する可能性
- ※ プロバイダが特定の属性集団の大人に重大な影響のリスクがあると信じる合理的な根拠を有する場合、ii. iiiに該当するとみなす。
- ※ iiの「間接的に及ぼす」とは以下のいずれかを指す。
 - a. コンテンツが、個人に対して、そのコンテンツの対象となる大人に身体的又は心理的に重大な悪影響を及ぼすようなことをさせたり言わせたりすること
 - b. コンテンツによって大人が、自身に身体的又は心理的に重大な悪影響を与えるか、自身にその影響が生じる可能性を増大するようにふるまうこと

(2)英国・「オンライン安全法案(OSB)」⑤プロバイダの義務(1/4)

義務の全体像		全体像	
大項目	項目		内容
注意義務 (Duties of Care) ※ 具体的な遵守方 法は、Ofcomが 作成する行動規 範*にて策定予定	リスク評価	● 発生する危害のリスクと深刻などから評価● 大人へのリスク評価(カテゴリ検索エンジン)をそれぞれ設定	ンテンツリスク評価を3ヶ月に一度実施すること度、ユーザーの数、年齢、プロフィール、サービスオペレーション、企業の規模リー1のユーザー間サービス/と子どもへのリスク評価(ユーザー間サービス/ビリーでス分割でである。 に更新し、サービス設計の変更の際はその都度評価を行う
₩ に (違法コンテン ツへの対応 (安全義務)	個人に害を及ぼすリスクを軽減 違法なコンテンツを認識し、こるシステムやプロセスを導入	ブロックまたは削除し、自社サービスにおけるユーザーの安全性を向上させ
	表現の自由と プライバシー への配慮		サービスにどのような安全システムやプロセスを導入すべきかを決定する際 で含む利用者の権利を考慮し、プライバシーの不当な侵害からユーザーを保
	報告・救済の 仕組み	1 - 1 - 1 - 1 - 1	な報告・救済の仕組みを持つこと そと思うコンテンツをサービス運営者に報告すること
		教済:サービス運営者により付け、必要に応じて削除・制	り自身のコンテンツが削除・制限等されたユーザーからの苦情を受け 川限等を撤回すること
	記録の保存	上記の義務に対して、対応した	吉果等を記録すること
その他の義務	透明性の確保		、提供する各関連サービスに関して、Ofcomが指定する様式・項目について、 、Ofcomに提出するとともに公表すること
	Ofcomへの 手数料支払い	規制対象サービスを提供する企 のうちの支払年度に手数料を支	業は、指定された期間内に、課金年度についてOfcomに通知し、課金年度 払うこと

^{*} 行動規範の内容は推奨事項であり、従わないことが即ち違法ではない。ただし、行動規範の内容は法的手続きにおいて証拠として 扱われ、行動規範に従っている限りは当該プロパイダは注意義務を遵守しているとみなされる。

(2)英国・「オンライン安全法案(OSB)」⑤プロバイダの義務(2/4)

段階的な義務の設定

- サービスは利用者数や機能に応じてカテゴリーに分類され、段階的な規制を受ける。
- すべての企業は、違法なコンテンツに関して措置を講じる必要がある
- すべての企業は、子どもが自分のサービスにアクセスする可能性を評価する必要がある
 - 子どもが自分のサービスにアクセスする可能性が高いと評価した場合、子どもに追加の保護を提供
- カテゴリー1のサービスを提供しているプロパイダは、他のカテゴリーと比較して多数の追加義務を有する。
 - 「大人がアクセスする場合は合法であるが有害なコンテンツ」に関して措置を講じる義務
 - 民主的に重要なコンテンツに関する義務
 - 表現の自由とプライバシー保護に関する追加の義務
 - ジャーナリスティックコンテンツに関する義務など

	カテゴリーの概要	措置をとる必要があるコンテンツの種別			民主的に重要なコンテンツに関する義務/	
カテゴリー		①違法	②合法だが 子どもに有害	③合法だが 大人に有害	透明性レポートの作成	表現の自由とプライバシー保護に関する追加 の義務/ジャーナリスティックコンテンツに関 する義務
カテゴリー 1	ユーザー間サービスの 一部	0	O*	0	0	0
カテゴリー 2A	検索エンジンサービス の一部	0	0*	×	0	×
カテゴリー 2B	ユーザー間サービスの 一部	0	0*	×	0	×
その他	上記以外のサービス	0	O*	×	×	×

*子どもがアクセスする可能性が高い場合

〇:(注意)義務あり、×:(注意)義務なし

(2)英国·「オンライン安全法案(OSB)」⑤プロバイダの義務(3/4)

リスク評価の義務

義務の内容 サービ

● 下表のとおり、サービス区分に応じて義務が異なる。

サービス区分	リスク評価の義務	
(1)全サービス	● 決められた時期に違法コンテンツリスク評価を実施する義務。● 違法コンテンツリスク評価を最新の状態に保つ義務。● サービスの設計または運営に変更を加える前に、さらなる違法コンテンツリスク評価を実施する義務。	
(2)子どもがアク セスする可能性が 高いサービス	(1)への義務に加え、● 子どもにとって有害な指定外のコンテンツの存在が確認された場合、Ofcomに以下を通知する義務。(a) 特定されたそのようなコンテンツの種類、及び(b) サービス上のそれらの種類のコンテンツの発生率。	
(3)カテゴリー1の サービス (ユーザー間サービ スのみ)	(1)への義務に加え、◆ 大人にとって有害な指定外のコンテンツの存在が確認された場合、Ofcomに以下を通知する義務。(a) 特定されたそのようなコンテンツの種類、及び(b) サービス上のそれらの種類のコンテンツの発生率。	

リスクの指標

- サービス利用者が、違法コンテンツに遭遇するリスクを、サービスが使用するアルゴリズムを考慮して評価
 - ▶ ユーザー間サービス:
 違法コンテンツがいかに簡単に、早く拡散されるか
 - ▶ 検索サービス 検索結果の表示方法
- 個人が違法コンテンツに遭遇することを容易にするサービスの機能のリスクの評価
- 違法コンテンツに遭遇した個人が被る可能性のある損害の性質及び重大性
- サービスの設計および運営方法、それらがリスクをいかに軽減できるか

ユーザー間サービスは以下の指標についても評価が必要

- ユーザーベース(ユーザーのうち、子どもの人数)
- さまざまな内容の違法コンテンツがもたらす個人への被害のリスクレベル
- サービスの利用方法の違いと、それが個人が被る可能性のある被害リスクのレベルに与える影響

(2)英国・「オンライン安全法案(OSB)」⑤プロバイダの義務(4/4)

子どもがアクセスするサービスの安全義務

ユーザー間サービス、検索サービス共通の内容

- 子どもに関するリスク評価で特定された、さまざまな年齢層の子どもに危害を加えるリスクを軽減し、効果的に管理する義務。
- サービス上に存在する子どもにとって有害なコンテンツから異なる年齢層の子どもに生じる被害の影響を軽減する義務。

ユーザー間サービス、検索サービスで異なる内容

項目	ユーザー間サービス	検索サービス
サービスの設計・運営上の義務	 以下の目的のために設計された適切なシステムおよびプロセスを用いてサービスを運営する義務。 年齢を問わず、子どもにとって有害な最優先コンテンツに、サービスを通じて子どもが遭遇することを防ぐ。 子どもにとって有害な他のコンテンツから被害を受けるリスクがあると判断された年齢層の子どもが、サービスを通じてコンテンツに遭遇することを防止すること。 	 以下の目的のために設計された適切なシステムおよびプロセスを用いてサービスを運営する義務。 年齢を問わず、子どもにとって有害な一次優先コンテンツが検索結果に表示されるリスクを最小化する。 子どもにとって有害なその他のコンテンツによる被害のリスクがあると判断された年齢層の子どもが、検索結果の中で、または検索結果を経由してコンテンツに遭遇するリスクを最小化すること。
利用規約等への記載の義務	 明瞭でアクセス可能な利用規約の中で、以下の項目を記載する義務。また、これらを適用する義務。 全ての年齢の子どもが有害な最優先コンテンツに遭遇することを防止する方法(最優先コンテンツの種類ごとに記載)。 有害な優先度の高いコンテンツによる被害リスクがあると判断された年齢層の子どもが、それに遭遇することが妨げられていない場合に、どのように保護されるか(優先度の高いコンテンツの種類ごとに記載)。 子どもに有害な非指定コンテンツから被害を受ける危険性があると判断された年齢層の子どもが、それに遭遇することが妨げられない場合に、どのように保護されるか。 	以下の項目から子どもを保護するための方針と手続きの詳細を、公開された声明に明記する義務。また、それらを常に適用させる義務。 ・ 子どもに有害な最優先コンテンツ(最優先コンテンツの種類ごとに分けて記載)。 ・ 子どもに有害な優先度の高いコンテンツ(優先度の高いコンテンツの種類ごとに分けて記載)、および ・ 指定外コンテンツで、子どもに有害なもの。

(2)英国·「オンライン安全法案(OSB)」⑥規制·執行(1/2)

規制体制の全体像

ガバナンス

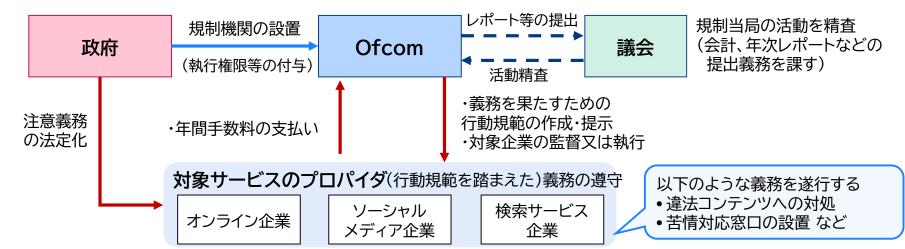
- Ofcomを独立した規制当局として想定
- 政府は、行動規範の作成や年間手数料の徴収に関する閾値の設定等、規制の政策意図を維持する手段を有する
- DCMS大臣はOfcomに対し以下の権限を有するが、運用上の問題に踏み込む等Ofcomの独立性を妨げることはしない
 - ▶ 規制の範囲や行使についての明確なガイドライン(議会で承認)を発行する
 - ▶ オンライン被害規制に関連した戦略的優先事項の声明(Ofcom等、関係者と協議を経る)を出す
 - ➤ Ofcom理事会のメンバーを選任する

議会への説明責任

- Ofcom は、年次レポートと決算書を議会に提出し、特別委員会の精査を受ける
- DCMS大臣は、発効後 2~5 年後に制度の有効性の見直しを行い、レポートを作成して議会に提出する。議会は、レポートの調査結果について議論する機会を持つ

規制当局の活動 資金

- グローバルでの収益が一定の閾値以上の企業に対し、Ofcomへの届出と年間手数料の支払いを要求
 - ▶ 閾値は、産業界との協議に基づきOfcomが設定し、大臣の承認が必要
- 全企業が負担する手数料の総額は、オンライン被害規制の運営にあたりOfcomが負担する費用に比例
- 個々の企業が支払うべき金額は以下の2つの指標に基づき算出
 - ▶ グローバルでの年間収益
 - ▶ 企業の活動(サービスにおける特定機能の有無などを勘案し、詳細はOfcomが決定)





(2)英国·「オンライン安全法案(OSB)」⑥規制·執行(2/2)

行動規範の策定

- Ofcomは、プロパイダが責任を果たすために必要なシステム、プロセス、ガバナンスに焦点を当てた行動規範を策定する。
- 行動規範は法案内に定める目的(下表)を満足するように作成する義務がある。
- Ofcomには以下の義務がある
 - → 行動規範作成の際は、利害関係者と協議する義務
 - ⇒ 新たな行動規範を作成する/既存の行動規範を改正する際は、影響評価を実施する義務。
- 行動規範は、被害の種類ごとに作成されるわけではなく、どの行動規範を作成するかはOfcomが決める
 - ▶ ただし、子どもの性的搾取と虐待や、テロに関するコンテンツについては、特例的に個別の行動規範が存在→政府が暫定版を公表済み

行動規範の目的

ユーザー間サービス

- (a) 次のような方法でサービスを設計し、運営すること。
 - (i)規制遵守及びリスク管理のためのシステム及びプロセスが、サービスの規模 及び性質に効果的かつ適切であること。
 - (ii) サービスの利用者数及びその利用者層に対応したシステム及びプロセスが適切であること。
 - (iii) 英国の利用者(子どもを含む)が利用規約を認識し、理解できること。
 - (iv) イギリスのユーザーをサポートするための適切なシステムとプロセスがあること。
 - (v) サービスが、大人よりも子どもに対して高い保護水準を提供していること。
 - (vi) 年齢によって異なる子どものニーズが考慮されている。
 - (vii) 大人によるサービスへのアクセスについて適切な管理が行われていること。
 - (viii) 異なる年齢層の子どもによるサービスの利用及び子どもへの影響を考慮し、子どもによるサービスへのアクセス及び利用について適切な管理が行われていること。
- (b) 次の事項を含め、英国の利用者を危害から保護する観点から、サービスを設計し 評価すること。
 - (i) サービスで使用されるアルゴリズム。
 - (ii) 本サービスの機能性
 - (iii) その他本サービスの運営に関わる機能

検索サービス

- (a) 次のような方法でサービスを設計し、運用すること。
 - (i)規制遵守及びリスク管理のためのシステム及びプロセスが、 サービスの規模及び性質に効果的かつ適切であること。
 - (ii) サービスの利用者数及びその利用者層に対応したシステム及びプロセスが適切であること。
 - (iii) 英国の利用者(子どもを含む)が、第21条及び第22条で言及された一般に入手可能な声明に気付かされ、理解することができること。
 - (iv) イギリスのユーザーをサポートするための適切なシステムと プロセスがあること。
 - (v) サービスが、大人よりも子どもに対して高い保護水準を提供していること。
- (vi)年齢によって異なる子どものニーズが考慮されていること。
- (b) 異なる年齢層の子どもによるサービスの利用及び子どもへの影響を評価すること。
- (c) 英国の利用者を害から保護する観点から、検索エンジンを設計し、評価すること(以下の項目を含む)。
 - (i) 検索エンジンが使用するアルゴリズム。
 - (ii) 検索に関連する機能(予測検索機能など)。
 - (iii) 検索結果のインデックス作成、整理、表示。



(2)英国・「オンライン安全法案(OSB)」⑦DCMSの追加声明

声明の要点

● ポルノを公開する全てのサイトに対し、ユーザーが18歳以上であることを確認するための強固なチェック体制を敷くこと を義務付ける新たな法的義務を課す。

声明の背景

- 2020年全英映像等級審査機構「若者、ポルノ、年齢確認」による調査で以下の事項が判明
 - ▶ 11~13歳の子どもの51%はポルノを見たことがある。
 - ▶ 多くの子どもはオンラインでポルノに出くわし、11~13歳の61%がとんど意図的ではないと述べている。
- キリスト教慈善団体CAREによって委託された2,100人以上の英国の大人の2021年の世論調査で、次の事項が判明
 - ▶ 英国の大人の81%が「政府は、全てのオンラインポルノから子どもを保護するために年齢確認を実施する必要がある」という声明に同意している。
- 英国議会合同委員会のレポート
 - ▶ ポルノサイトは、ユーザー間コンテンツをホストしているか否かに関わらず、子どもを排除する法的義務を負うべき。

OSBの変更

- 対象となるコンテンツの定義の拡大:
 - ▶ ユーザー生成ポルノ(ユーザー生成コンテンツに該当)だけでなく、サービス上で流通する出版されたポルノも対象。
- プロパイダに対する注意義務の拡大:
 - ▶ ポルノを公開する全てのサイトに対し、ユーザーが18歳以上であることを確認するための強固なチェック体制を 敷くことを義務付け。

年齢確認義務の 遵守方法等

- 将来の技術革新やより効果的な技術の開発・利用を可能にする柔軟性が不可欠であるため、特定のソリューションの使用 を義務付けない。新たな法的義務をどのように遵守するかは、企業自身に責任がある。
- 現在利用可能なソリューションには、例えば以下がある。(あくまでも例示という位置づけ)
 - ▶ 携帯電話事業者が保有する情報とユーザーの年齢を照合する方法、クレジットカードによる確認、パスポートデータなど政府が保有するデータを含むその他のデータベースによる確認など
- Ofcomは、企業が利用できる年齢確認技術の種類を増やし、ユーザーのデータの取り扱いを最小限にするような利用を 推奨する可能性がある。

年齢確認におけるプライバシー 保護

- 年齢確認の目的に無関係なデータを処理または保存してはならない。
- 使用される年齢確認技術は、安全で、効果的で、プライバシーを保護するものでなければならない。
- 技術を使用または構築するすべての企業は、英国の強力なデータ保護規制を遵守することが求められ、さもなければ情報コミッショナー(ICO)から強制措置を受ける。

https://www.gov.uk/government/news/world-leading-measures-to-protect-children-from-accessing-pornography-online

(2)英国·「オンライン安全法案(OSB)」⑧議会提出版(変更点)

- 2022年3月17日に英国議会に提出された版においては、2021年5月に公開された草案から以下の点が変更されている。
- 違法有害コンテンツの範囲・カテゴリの拡大やプロパイダへの追加の義務の制定、罰則の強化など、総じて規制が強化される方向で変更されている。

違法有害 コンテンツの範囲・ カテゴリ

- オンライン詐欺に対抗するため、ソーシャルメディアや検索エンジンに出稿料が支払われている詐欺広告も規制対象 のコンテンツとする。
- 法案を通じてサイバーフラッシングを犯罪化する。
- 企業が最も有害な違法なコンテンツや犯罪行為に迅速に取り組むよう、テロリズムコンテンツやCSEAコンテンツに加え、優先犯罪コンテンツを定める。
 - (自殺の幇助、殺害予告、公序良俗違反・ハラスメント・ストーカー行為・挑発行為、薬物・精神作用物質、武器販売、不法 入国の幇助、性的搾取、性的な画像、犯罪の準備、詐欺、金融犯罪、まさに犯罪に至ろうとする行為)
- 合法だが有害なコンテンツのカテゴリは、プロパイダで決めることはできず、英国議会の承認を経て二次法で決定されたもののみとなる。

プロパイダの義務

- 商用サイト(ユーザ生成コンテンツを掲載しないもの)を含め、ポルノを公開またはホストするすべてのWebサイトが、 ユーザーが18歳以上であることを確認するための堅牢なチェックを実施することを義務付ける。
- 匿名の荒らしを取り締まるための新しい手段を追加して、誰が誰に連絡できるか、オンラインで何を見ることができるかをより細かく制御できるようにする。
- プロパイダに対して、ユーザの保護のためにコンテンツモデレーションやユーザプロファイリング、ユーザの行動の識別のためのプロアクティブなテクノロジーを使うよう、Ofcomが行動規範で定めることができるようにする。
- プロパイダに対して、自身のプラットフォームで検出したCSEAコンテンツを国家犯罪対策庁に報告する義務の導入。

罰則

- 上級管理職への刑事罰(2年以下の懲役または罰金)の導入。
- 上記に伴い、Ofcomへの情報提供に関する追加の違反事項(以下)を導入。
 - ▶ Ofcomが要求する情報を提出しない、破壊する、または改ざんする。
 - ➤ Ofcomの立ち入り、検査の権限を行使する際、または情報提供の権限を行使する際に、Ofcomに従わなかった、妨害または遅延させた。
 - ▶ ヒアリングに出席しなかった、または虚偽の情報を提供した。

出所)https://publications.parliament.uk/pa/bills/cbill/58-02/0285/210285.pdf



(3)EU·「デジタルサービス法(DSA)案」①(経緯)

● 2020年12月の欧州委員会の提案に対し、2021年より欧州議会にて検討・審議が行われていたが、2022年1月に修正案を承認。今後、EU理事会が承認すれば法案は成立する。

EUにおける立法過程*1(通常立法手続*2)

① 欧州委員会による法案提出

欧州委員会がEU理事会と 欧州議会に法案を提出する

②欧州議会による 審議・立場採択

欧州議会で「第一読会」が 開かれ、立場(position: 「承認」、「修正」、「拒否」の 3種類)が採択される

③ EU理事会による承認·不承認

②を受け、EU理事会は 欧州議会の立場を承認 するか否かを決定する

- *1: 国立国会図書館「EU法の立法過程」 https://rnavi.ndl.go.jp/research guide/entry/eu-rippou.php
- *2: 多くの法案と同様にDSAも通常立法手続にて審議されている。
- *3: https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2022-0014 EN.html

DSAに関する経緯・今後の予定

2020年12月15日

欧州委員会がデジタルサービス法案を提出

2022年1月20日

欧州議会が第一読会(first reading)にて 修正を採択*3

2022年1月以降*4

欧州議会の採択結果(②)に基づきトリローグ (欧州議会、EU理事会、欧州委員会による協議)を 行い、EU理事会が議会案を承認すれば成立*5

- *4: 報道によれば、1月31日以降、2月、3月、4月に計5回のトリローグが予定されている (EURACTIV.com、2022/1/22)
- *5: 早ければ2022年中に成立し、2023年から施行されるとの見通しもあるが、否定的な見解も報道されている。(POLITICO、Euronews、ともに2022/1/20)

(3)EU・「デジタルサービス法(DSA)案」②(規制対象事業者)

DSAの対象は、情報社会サービスのうちの「仲介サービス」「ホスティングサービス」「オンライン・プラットフォーム」「超大規模オンライン・プラットフォーム」だが、VLOPに該当しない零細・小規模事業者の例外規定(★)が追加された。

情報社会サービス

仲介サービス

ホスティングサービス

オンライン・プラット フォーム

超大規模 オンライン・ プラットフォーム

仲介サービス [第2条(f)で規定]

ネットワークインフラを提供する仲介サービス。インターネットアクセスプロバイダ、ドメイン名レジストラの他、以下のホスティングサービスも含む。

第Ⅱ章では、「単なる導管」、「キャッシング」、ホスティングに分類してそれぞれの免責条件を規定。 ★零細・小規模事業者(VLOPは除く)は「透明性報告義務」を免除

ホスティングサービス(同上)

クラウドやウェブホスティングなどのホスティングサービスの他、以下のオンライン・ プラットフォームを含む。

オンライン・プラットフォーム 除外する小規模オンラインプラットフォームを規定】

オンライン・マーケットプレイス、アプリストア、コラボレーション・エコノミー・プラットフォーム、ソーシャルメディア・プラットフォームなど、売り手と消費者を結びつけるオンライン・プラットフォーム。 ★零細・小規模事業者(VLOPは除く)は免除

超大規模オンライン・プラットフォーム(VLOP) 【第25条で ^{規定】}

非常に大規模なオンライン・プラットフォームは、違法コンテンツの流布や社会的危害において特にリスクがある。欧州の4億5000万人の消費者のうち10%以上の消費者にリーチするプラットフォームについては、特定のルールが想定されている。

出典: 図および説明文は欧州委員会による説明を用いた。

https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/europe-fit-digital-age/digital-services-act-ensuring-safe-and-accountable-online-environment_en

(3)EU・「デジタルサービス法(DSA)案」③(規制:概略)

全ての仲介サービス提供者(プラットフォーム事業者等)に対して、違法コンテンツの流通に関する責任を規定するとともに、 事業者の規模に応じたユーザ保護のための義務を規定。

仲介サービス提供者 の免責・義務

- ●「単なる導管」、「キャッシング」、「ホスティング」の3類型に分けて違法コンテンツに対する免責条件を規定。
- 一般的なモニタリング義務は無いが、司法及び行政当局からの削除等の措置命令・情報提供命令への報告義務を規定。

オンライン環境のための義務透明、アクセシブルで安全な

①全ての仲介サービス 提供者の義務	 利用規約(コンテンツモデレーション規定、わかりやすい説明・要約)、利用規約での基本権憲章(メディアの自由を含む)の考慮義務、(合理的努力義務)匿名でのサービス利用・支払の提供、ダークパターンの禁止等、ユーザと代理組織による損害賠償請求権、連絡窓口・国内法定代理人の設置 透明性報告義務(違法コンテンツの通知件数・削除件数、加盟国・公式言語ごとのコンテンツモデレータ数、コンテンツモデレーションの方法、自動化ツールの使用有無及び使用方法、対応に対する苦情件数等)
② ホスティングサービス 提供者の義務	● 違法コンテンツの通知受付体制整備・対応理由の通知● 刑事犯罪の疑いの通知・コンテンツ無効化又は削除
③ オンライン・プラット フォームの義務	 違法コンテンツへの対応に関する苦情受付体制整備、アクセシビリティ要件、取引事業者の追跡義務の拡大、 違法な製品・サービスの削除・通知義務、裁判外紛争解決機関の利用、信頼された旗手、不正な通知・反論に対 する対策、拒否・撤回した場合のサービス利用権保証、ユーザ生成ポルノコンテンツへの対応 ターゲティング広告の説明・同意取得、オンライン広告の透明性確保、レコメンダー・システムの透明性、未成年 者に対するターゲティング広告の禁止、特別カテゴリー情報によるターゲティング禁止(※序文のみでの言及) 透明性報告義務(①の報告に加え、受領した苦情の件数、苦情へ行われた決定、決定に要した平均時間等)
④ 超大規模オンライン・ プラットフォーム (VLOP)の義務	 サービスのリスク評価実施・リスク軽減措置の実施、外部監査の実施・公表、規制当局及び研究者のデータアクセス、コンプライアンス・オフィサー設置、行動規範、危機対応 透明性報告義務(③の報告に加え、リスク評価結果、リスク軽減措置、監査結果 ※6ヶ月毎に公表) オンライン広告の透明性追加、プロファイリングによらないレコメンダー・システム提供、ディープフェイク・コンテンツを認知した場合の通知およびラベリング

モニタリング及び エンフォースメント

- 各加盟国はDSAの執行責任者であり調査権限等を持つデジタルサービス調整官を設置。
- 欧州委員会は超大規模オンライン・プラットフォームをモニタリング。
- 義務違反の場合、前年度の総売上高の最大6%の罰金等を科すことが可能。



*2 第23条も追加 *1 零細・小規模の非VLOPは免除 *3 第23条及び第33条も追加

(3)EU·「DSA案」④(規	仲介サービス	ホスティング サービス	オンライン・ プラットフォーム	超大規模 プラットフォーム	
命令を受けて国の機関と連携	第8条·第9条	•	•	•	•
連絡先、必要な場合には法定代理人	第10条·第10a条·第11条	•	•	•	•
基本権を考慮した利用規約の要件	第12条	•	•	•	•
透明性の報告	第13条	● *1	•	● *2	● *3
オンライン・インタフェースの設計と構成	第13a条	•	•	•	•
利用者への通知・行動と情報提供義務	第14条·第15条		•	•	•
刑事犯罪の疑いに関する当局への通知、コンテンツ削除等	第15a条		•	•	•
苦情・救済の仕組みと裁判外紛争解決	第17条·第18条			•	•
信頼された旗手	第19条			•	•
オンラインプラットフォームのアクセシビリティ要件	第19a条			•	•
不正な通知・反論に対する対策	第20条			•	•
犯罪行為の通報	第21条			•	•
サードパーティサプライヤーの信用証明書の審査(KYBC)	第22条			•	•
違法な製品・サービスに関する消費者・当局への情報提供	第22a条			•	•
オンライン広告のユーザ視点の透明性	第24条			•	•
レコメンダーシステムの透明性	第24a条			•	•
ユーザが作成したポルノコンテンツに対する追加義務	第24b条			•	•
リスク管理義務とコンプライアンス・オフィサー	第26条·第27条·第32条				•
外部リスク監査と公的説明責任	第28条				•
レコメンドシステムの透明性と情報へのアクセスのためのユーザ の選択	第29条·第30条				•
ディープフェイクへの対応	第30a条				•
当局・研究者とのデータ共有	第31条				•
行動規範	第35条·第36条				•
危機対応への協力	第37条				•

(3)EU·「DSA案」⑤(欧州議会による主な修正点)

● 利用者保護、違法情報・行為対策、事業者の説明責任等について、規制の内容や実効性・実施可能性を見直したと考えられる。

対象事業者	利用者保護	違法情報·行為対策	事業者の説明責任等
仲介サービス提供者	 利用規約(記載内容(未成年者が理解できる内容)、要約作成、作成言語、基本権尊重、等)、利用者向け連絡窓口 匿名でのサービス利用・支払の保証、利用者データの包括的保存義務無し ダークパターンの禁止、未成年者に配慮した機能・デザイン(プライバシー、安全性) 損害賠償請求権 		 透明性報告義務(国別・言語別の記載、VLOPに該当しない零細・小規模事業者の免除、等)
ホスティングサービス		● 刑事犯罪の疑いの通知・コン テンツ無効化又は削除	
オンライン・プラットフォーム	 内部通報制度の対象拡大 ターゲティング広告(説明と同意/拒否/撤回、適切な代替手段、未成年者へのターゲティング禁止、弱者保護) レコメンダー・システムの透明性(VLOPの義務をOP全般に適用) アクセシビリティ要件(障害者への配慮・対応) 	 違法な製品・サービスの削除・通知義務 ユーザ生成ポルノコンテンツへの対応(ユーザ確認、人間によるモデレーション、通知と行動メカニズム) 	 VLOPに該当しない零細・小規模事業者の除外規定 信頼された旗手に関する対応 取引事業者の追跡義務(情報内容の確認、サービス停止等) 透明性報告義務(対象事項の追加)
超大規模オンライン・ プラットフォーム (VLOP)	利用規約(全EU加盟国の言語での公表)レコメンダー・システム(プロファイリング無しのレコメンダーおよび利用者によるパラメータの変更機能の提供)ディープフェイク(利用者への通知・表示)	※赤字部分!	<u>ま成年老保護に関係する修正箇所</u>



(4)米国·SNSに関連する公聴会等①(FB文書)

- Facebook(現Meta)の社内文書が元従業員の内部告発により流出し、FacebookはInstagramが10代の青少年に とって身体的・精神的に有害であるという調査結果を得ながらも、自社サービスを普及させることを優先した、として問題 になった。
- その後、さらに多くの内部文書が報道メディアに持ち込まれ、「Facebook文書」として複数のメディアが連携する形で調査 報道が展開された。

Facebook 文書に関する 報道の概略

- ●「InstagramやFacebookが各国でどの程度普及・利用されているか」に加え、「Instagramは若者にどのような影響を与えるか」について調査を行い、社内でも共有していた
- その結果、以下のような結果が得られており、「Instagramは10代の若者にとって有害である(10代の少女が最も顕著に害を受けていた)」と認識していたと報道されている:
 - 「10代の少女の32%がInstagramで不快な思いをしたときに体調を悪くしたと答えた」
 - 「米国の少年の14%が、Instagramが自分の気分を悪くさせたと答えた」
 - 「自殺を考えた10代の若者のうち、イギリス人の13%とアメリカ人の6%はInstagramに原因があるとしていた」
 - 「Instagramにはユーザーが最高の瞬間だけを共有する傾向や、ユーザーが自分を完璧に見せる(例:ボディ・イメージ等) ことへのプレッシャーがある。中毒性の高い製品は、10代の若者を摂食障害やうつ、健康被害に陥らせる負のスパイラル を生み出している可能性がある」
- また、13歳以下の子ども向けInstagramを構築・提供しようとしていた

(Wall Street Journal*1、CNBC*2等による報道内容)

その後の 展開等

- これをふまえて、米上院の商業・科学・運輸委員会は公聴会(内容は後述)を開催し、Facebookも召喚された
- 10代の若者への害について、上院公聴会で追及された際に、Facebookは、「10代のユーザへの調査では、Facebookに 肯定的な評価が否定的な評価を上回っているという調査結果も出ているが、報道されていない」と反論していた
- また、公式ブログでも「Instagramは10代の若者にとって有害である」というのは正確ではないと反論した*3
- 他方、子ども向けInstagramについては凍結した*4
- *1 https://www.wsj.com/articles/facebook-knows-instagram-is-toxic-for-teen-girls-company-documents-show-11631620739
- *2 https://www.cnbc.com/2021/09/14/facebook-documents-show-how-toxic-instagram-is-for-teens-wsj.html
- *3 https://about.fb.com/news/2021/09/research-teen-well-being-and-instagram/
- *4 https://about.instagram.com/blog/announcements/pausing-instagram-kids

(4)米国·SNSに関連する公聴会等②(公聴会の開催状況)

● 米国上院委員会での「オンラインの子どもの保護(Protecting Kids Online)」公聴会の開催状況は以下のとおり。

開催日	サブタイトル	概要(公聴会ウェブサイトに記載された開催目的)	証人
2021年 5月18日	インターネット のプライバシー と操作的マー ケティング	スクリーンタイムの急増により、子どものオンライン上の安全、プライバシー、ウェルビーイングに関する保護者の 懸念が深まっている。TikTok、Facebook Messenger、Instagramなどのアプリは、若いユーザをプラット フォームに引き込み、彼らのデータがどのように使用されているか、マーケティング担当者がどのように彼らを ターゲットにしているかについての懸念を引き起こしている。この公聴会では、ビッグテック、子ども向けアプリ、 操作的なインフルエンサーマーケティングがもたらす問題を検証する。また、COPPA、FTC広告開示ガイダンス 等の法律・ガイドラインやその施行について、必要な改善策を探る。	有識者*1
2021年9月30日	フェイスブック、 インスタグラム、 メンタルヘル スへの悪影響	子どもたちや10代の若者たちは、自分たちの生活をオンラインで発信するよう、絶大な仲間からのプレッシャーや社会的期待にさらされている。最近のWSJの調査では、Instagramが若いユーザに与える影響(精神衛生を含む)についてFacebookが知っていることに関して、厄介な洞察が明らかになった。この公聴会では、 Facebookのアプリが若いユーザに与える影響に関する調査、これらのユーザへの脅威に対処するための行動、オンラインで子どもを保護するための政策の検討について取り上げる。	Facebook
2021年 10月5日	フェイスブック 内部告発者の 証言	最近のWSJの調査により、Instagramがティーンエイジャーに与える影響、プラットフォームへの子供の扱い、その他Facebookに関連する消費者保護に関する問題点に関する厄介な洞察が明らかになっている。この公聴会では、フェイスブックの内部告発者が、オンライン上の消費者を保護するために子どものプライバシー規制やその他の法律をどのように更新するかなど、その見解や経験について小委員会と話し合う機会を提供する予定。	Frances Haugen氏 (書面)
2021年 10月26日	Snapchat, TikTok, YouTube	子供や十代の若者たちは、Snapchat、TikTok、YouTubeなどのアプリで、絶大な同調圧力にさらされている。 ソーシャルメディアは娯楽や教育の機会を提供することができるが、これらのアプリが悪用され、学校での破壊行 為、致命的なバイラルチャレンジ、いじめ、摂食障害、操作的インフルエンサーマーケティング、グルーミングなどの 破壊的行為を促進することもある。この公聴会では、アルゴリズムや製品設計の選択が、どのように危害、中毒、 プライバシーの侵害を増幅させるかを含め、ハイテク企業が若い視聴者をどのように扱っているかを検証する。 また、オンライン上の子どもやティーンエイジャーを保護するために必要な法律の改善についても検討する。	Snap Inc. TikTok YouTube
2021年 12月8日	Instagram と若年ユーザ 向け改革	ニュース報道、内部告発の暴露、学術研究により、ソーシャルメディアが子どもや十代の若者に与える影響、特に彼らの精神的健康や幸福について、より明確な見解が示されつつある。子どもたちにコンテンツを押し付け、中毒のような行動を引き起こす製品設計や強力なアルゴリズムについて、保護者たちは深く懸念している。この公聴会では、 <mark>若いユーザへの影響についてインスタグラムが知っていること、改革へのコミットメント、潜在的な法的解決策</mark> を取り上げる。	Instagram

^{*1} Angela Campbell氏(ジョージタウン大法学部名誉教授),Serge Egelman氏(国際コンピュータ科学研究所CTO・共同設立者),Beeban Kidron氏(5Rights財団設立者・代表)

(4)米国·SNSに関連する公聴会等③(公聴会の主なポイント)

公聴会での主なポイントをまとめると以下のとおり。

有識者の 問題提起

- ほとんどの子どもは、主に大人向けに作られたサービスでほとんどの時間をオンラインで過ごしている。
- 子どもたちは、デジタル製品・アプリによって、日々データを収集され、重大なリスクに晒されている。
- 子どもや10代の若者を保護するために、新しいプライバシー保護法が必要である(COPPAの現在の規定では不十分、未成年者に対する不当で欺瞞的なマーケティングを防止するための法律が必要)。
- FTCは未成年者を保護するためにもっと積極的・協力に法執行すべき
- 子ども向けモバイルアプリの半数以上はCOPPAに違反しており、効果的な規制とするためにCOPPAの法改正が必要。
- テックカンパニーは13歳未満を「子ども」として扱うが、18歳未満とすべき。
- 英国では「オンライン害悪白書」が作成され、「オンライン安全法案」が提案されたが、その前提は「私たちは皆、子どもに対して注意義務を負っており、デジタルサービスの場合に単純に制限されなければならないデザインや商慣習がある」というものである。

SNS事業者 ・PFの説明

- 未成年者保護では3つの要素が重要で、それぞれに取り組んでいる:①年齢確認・低年齢者に使わせない、②年齢に応じた適切な設計、③ペアレンタルコントロール
- 外部との共同研究も幅広く行ってきている。
- 様々なステークホルダーや外部専門家と連携・協力して、ユーザーが好ましい経験をするのを支援するよう取り組んでいる。
- 包括的なプライバシー保護法制が必要と述べてきた。
- 1企業で対応できる問題ではなく、業界団体での対応が必要である。
- Facebook文書に関する報道については誤りが多く含まれており、報道には含まれていなかったが、10代のユーザへの調査では、Facebookに肯定的な評価が否定的な評価を上回っている、という調査結果も出ている。

内部告発者の証言・意見

- Facebookは自社の利益と私たちの安全が対立した場合、一貫して自社の利益を優先して解決してきた。その結果、分裂、過激主義、偏向を増幅させ、世界中の社会を弱体化させるシステムになってしまった。場合によっては、この危険なオンライン上の会話は、人々に危害を加え、殺傷する実際の暴力にさえつながっている。
- その利益最適化装置が自傷行為や自己嫌悪を生み出しているケースもある。特に、10代の少女のような弱い立場の人々にとっては そうである。これらの問題は、フェイスブック自身の内部調査によって繰り返し確認されている。
- Facebookで起きていることについて、Facebookしか把握できない状況にあり、監督委員会でさえ知るすべを持たない。問題を認識し、有効な解決策や規制を講じるためには、透明性・説明責任が不可欠である。

(5)米国・「子どもオンライン安全法案」①(経緯)

- 米国上院のブルーメンソル(民主党)、ブラックバーン(共和党)の両議員は、SNSの運営会社に対して16歳以下の利用者への安全対策を求める「子どもオンライン安全法案(Kids Online Safety Act:KOSA)」*1を2022年2月16日に提出した。
- それに先立ち、上院の商業・科学・運輸委員会では「オンラインの子どもの保護(Protecting Kids Online)」と題した公聴会が複数回開催されており、この結果を受けて法案を提出したとブルーメンソル議員は表明している*2。

開催日	種別	タイトル	備考
2021年	公聴会	「オンラインの子どもの保護:	3人の有識者(大学教授、研究者、
5月18日		インターネットのプライバシーと操作的マーケティング」	財団代表)が出席
2021年 9月30日	公聴会	「オンラインの子どもの保護: フェイスブック、インスタグラム、メンタルヘルスへの悪影響」	Facebookが出席
2021年	公聴会	「オンラインの子どもの保護:	Frances Haugen氏が書面を
10月5日		フェイスブック内部告発者の証言」	提出
2021年	公聴会	「オンラインの子どもの保護:	Snap、TikTok、YouTubeが
10月26日		Snapchat, TikTok, YouTube」	出席
2021年 12月8日	公聴会	「オンラインの子どもの保護: Instagramと若年ユーザ向け改革」	Instagramが出席
2022年	法案提出	「子どもオンライン安全法案(Kids Online Safety Act)」提出	上院に提出され、商業・科学・運
2月16日		(ブルーメンソル議員、ブラックバーン議員)	輸委員会に掛けられた

- *1 S.3663 Kids Online Safety Act, https://www.congress.gov/bill/117th-congress/senate-bill/3663
- *2 Press Releases "Blumenthal & Blackburn Introduce Comprehensive Kids' Online Safety Legislation", https://www.blumenthal.senate.gov/newsroom/press/release/blumenthal-and-blackburn-introduce-comprehensive-kids-online-safety-legislation

(5)米国・「子どもオンライン安全法案」②(問題意識と解決方策)

● 法案を提案した議員は、KOSAの提案に関する問題意識と解決策について以下のように説明している。

問題意識

- 過去10年間、アメリカでは10代の精神衛生上 の危機を目の当たりにしてきた。
- 子どもや10代の若者たちの自殺率、自傷行為による入院、うつ病が急増している。この10年間だけでも、10代の若い女性の自殺や自傷行為による入院は2倍に増えている。
- 消費者保護小委員会での5回の公聴会、広範な 学術研究、メディア報道、家族の悲痛な声が示す ように、ソーシャルメディア・プラットフォームは、 子どもや10代の若者たちの精神衛生上の危機 に一役買っている。
- ソーシャルメディアは、<u>ボディイメージの問題を助長し、中毒のような使用パターンを生み出し、若いユーザにとって有害または違法な製品を宣</u>伝し、破壊的ないじめを助長する可能性がある。
- リーシャルメディアの有害な影響を軽減することの重要性は、より多くの教育的・社会的活動が オンラインに移行しているため、パンデミックによってより一層緊急性を帯びてきている。

解決方策

KOSAは

- オンラインで子どもの健康と幸福を脅かす脅威から 守るために必要なツール、セーフガード、透明性を 家庭に提供する。【親と子どもへの安全策とツール の提供】
- ソーシャルメディア・プラットフォームが子どもの利益を第一に考えることを要求し、プラットフォームが安全をデフォルトとし、子どもと親がソーシャルメディアの破壊的な影響を防ぐのに役立つツールを提供することを義務付ける。【ソーシャルメディアの説明責任】
- ソーシャルメディア・プラットフォームが子どもへの リスクに対処するための有意義な手段を講じてい るかどうかを、保護者や政策立案者が評価できる ようにする。【アルゴリズムの開放】

(5)米国・「子どもオンライン安全法案」③(主な規定)

KOSAの主な規定は以下のとおり。

プラットフォームの義路ソーシャルメディア・

●子どものオンライン体験を保護するために、親と子どもに安全策とツールを提供する

- ソーシャルメディア・プラットフォームに対して、<u>未成年者の情報保護、中毒性のある製品機能の無効化、</u> アルゴリズムによる推奨のオプトアウトなどのオプションを提供する</u>ことを要求する。
- プラットフォームに対し、デフォルトで最強の設定を有効にすることを要求する。
- 子どもへの危害をプラットフォームに報告するための専用チャンネルを子どもや保護者に提供するなど、 子どもを支援し、有害な行動を発見するための新たな手段を保護者に提供する。
- ●ソーシャルメディアが子どもに与える害に対する説明責任を創出する
 - 自傷行為、自殺、摂食障害、薬物乱用、性的搾取を助長するコンテンツなど、未成年者への危害を防止・ 軽減するためのソーシャルメディア・プラットフォームの義務を創設する。
 - ソーシャルメディア・プラットフォームに対し、未成年者へのリスク、本法律の遵守状況、およびプラットフォームがこれらの危害を防ぐための有意義な措置を講じているかどうかを評価する<u>独立監査を毎年実施することを義務付ける</u>。
- ●ブラックボックス化されたアルゴリズムを開放する
 - <u>学術研究者および非営利団体に対し</u>、未成年者の安全と福利に対する害に関する研究を促進するために、<u>ソーシャルメディア・プラットフォームの重要なデータセットへのアクセスを提供する</u>。

年齢 検証

●国立標準技術研究所(NIST)に対し、デバイスまたはオペレーティングシステムレベルで年齢を 検証するシステムを開発するための、<mark>技術的に最も実現可能な選択肢を評価する研究を実施</mark> するよう要請する。

執行

●連邦取引委員会(FTC)および各州の司法長官が執行するものとする。

- (1)概観
- (2)法令・ガイドライン等に基づく取組
- (3)マルチステイクホルダーでの取組
- (4)民間事業者の取組

(1)概観

● 民間レベルでの取組みについて、大きく2つの場合(①政府、NPO等の団体、事業者、が参加する形でガイドライン等を定める、②事業者が自ら基準を定め、実施する)に分けて整理した。

法令・ガイドライン等 に基づく取組

- 英国では、2018年データ保護法に基づき、子ども(18歳未満)の個人データを保護する目的で、子どもがアクセスする可能性の高い情報社会サービスが守るべき法定行動規範として、年齢に応じた設計コード(AADC)を定めている。
- AADCへの違反が判明した企業は、1750万ポンドまたは世界の年間売上の4%のいずれか大きい方の罰金を科せられる。

マルチステイク ホルダーでの取組

- 英国インターネット安全協議会(UKCCIS)は、SNS及びインタラクティブ・サービスの 提供事業者に対するガイド("Child Safety Online")を作成している。
- ガイドラインには、大手テクノロジー企業の優れた実践例や、NGOなどオンラインの子 どもの安全の専門家のアドバイスを掲載している。
- ●このガイドラインのベースとなった「安全原則」を作成した子どもICT連合(ICT Coalition for Children Online)では、その6つの原則の実施・遵守状況について 参加各社が定期的に公表している。
- ITU(国際電気通信連合)は、2020年に「ITU児童オンライン保護(Child Online Protection: COP)ガイドライン」を策定し、2021年よりその実施に向けた国際プログラムを開始した。各種ガイドラインの作成、周知啓発活動、人材育成、種々の連携体制の構築、国別実施計画の確認、グローバル原則の策定、などが予定されている。

民間事業者の取組

●プラットフォーム事業者各社も、ガイドライン(コミュニティガイドライン等)を策定し独自の取組みを行っている。

(2)法令・ガイドライン等に基づく取組①(英国AADC)(1/2)

- 英国では、2018年データ保護法に基づき、子ども(18歳未満)の個人データを保護する目的で、子どもがアクセスする可能性の高い情報社会サービス(OTTサービス等)が守るべき法定行動規範として、年齢に応じた設計コード(Age Appropriate Design Code: AADC)*1を定めている。AADCは以下の15項目からなる。
- AADCへの違反が判明した企業は、1750万ポンドまたは世界の年間売上の4%のいずれか大きい方の罰金を科せられる。

1.	子どもの最善の利益	子どもがアクセスする可能性のあるオンラインサービスを設計・開発する際には、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
2.	データ保護影響評価	データ保護影響評価(DPIA)を実施して、データ処理に起因するサービスにアクセスする可能性のある子どもの権利と自由に対するリスクを評価し、軽減すること。
		年齢、能力、発達ニーズの違いを考慮に入れ、DPIAが本規範に準拠して構築されていることを確認すること。
3.	年齢に応じた適用	個々の利用者の年齢を認識するために、リスクベースのアプローチを取り、本規範の基準を子どもの利用者にも 効果的に適用するようにすること。
		データ処理から生じる子供の権利と自由に対するリスクに適切なレベルの確実性をもって年齢を設定するか、ま たは本規範の基準をすべてのユーザに適用すること。
4.	透明性	ユーザに提供するプライバシー情報、およびその他の公表されている規約、ポリシー、コミュニティ基準は、簡潔で、目立つものでなければならず、子どもの年齢に適した明確な言語でなければならない。 個人データの使用が開始された時点で、個人データをどのように使用するかについて、さらに具体的なかつ簡潔な説明を提供すること。
5.	データの有害な使用	子どもの健康に悪影響を及ぼすことが明らかになっている方法、または業界の行動規範、他の規制・規定、政府の助言に反した方法で、子どもの個人データを使用しないこと。
6.	方針とコミュニティ 基準	自身が公表している規約、ポリシー、コミュニティ基準(プライバシーポリシー、年齢制限、行動規範、コンテンツポリ シーを含むが、これらに限定されない)を遵守すること。
7.	デフォルト設定	設定はデフォルトで「高いプライバシー保護」にすること(ただし、子どもの最善の利益を考慮して、異なるデフォルト設定にするためのやむを得ない理由を示すことができる場合を除く)。

^{*1} https://ico.org.uk/for-organisations/guide-to-data-protection/ico-codes-of-practice/age-appropriate-design-code/

(2)法令・ガイドライン等に基づく取組①(英国AADC)(2/2)

(つづき)。

8. データの最小化	子供が積極的かつ故意に関与しているサービスの要素を提供するために必要な最小限の個人データのみを収集 し、保持すること。 どの要素を有効にするかについては、子供が個別に選択できるようにすること。
9. データの共有	子どもの最善の利益を考慮してやむを得ない理由がある場合を除き、子どものデータを開示しないこと。
10. 位置追跡	デフォルトで位置追跡をオフにすること。(ただし、子どもの最善の利益を考慮して、デフォルトで位置追跡をオンにしなければならないやむを得ない理由を示すことができる場合を除く)。 位置追跡が有効な場合には、子どもにわかりやすい表示をすること。子どもの位置情報を他の人に見えるようにするオプションは、各セッションの終了時にデフォルトでオフに戻すこと。
11. ペアレンタルコント ロール	ペアレンタルコントロールを提供している場合は、年齢に応じた適切な情報を子供に提供すること。 オンラインサービスで親や保護者が子どものオンライン活動を監視したり、位置情報を追跡したりできるようにしている場合は、子どもに、監視されていることを明確に示すサインを表示すること。
12. プロファイリング	デフォルトでプロファイリングを使用するオプションをオフにすること(子どもの最善の利益を考慮して、デフォルトでプロファイリングをオンにするやむを得ない理由を示すことができない限り)。 プロファイリングを許可するのは、子どもを有害な影響(特に、子どもの健康やウェルビーイングに有害なコンテンツ)から保護するための適切な措置が講じられている場合のみとすること。
13. ナッジテクニック	子どもが不必要な個人情報を提供するように誘導したり、促したり、プライバシー保護を弱めたりオフにしたりするために、ナッジテクニックを使用しないこと。
14. コネクテッドな玩具 やデバイス	コネクテッドな玩具(※)やデバイスを提供する場合は、この規範に準拠するための効果的なツールを含めること。 ※センサーや通信モジュールが組み込まれ、インターネットに接続する機能を有する玩具等。
15. オンラインツール	子どもがデータ保護の権利を行使したり、懸念事項を報告したりするのを助けるために、目立つような、アクセス 可能なツールを提供すること。



(3)マルチステイクホルダーでの取組①(UKCISの例)(1/4)

● 英国インターネット安全協議会(UKCCIS)は、SNS及びインタラクティブ・サービスの提供事業者に対するガイド("Child Safety Online")を作成している。

UKCIS (UKCCIS)

● 英国インターネット安全協議会(UK Council for Internet Safety: UKCIS)*1(※以前は英国児童インターネット安全協議会((UK Council for Child Internet Safety: UKCCIS))は、政府、産業界*2、法曹界、学界、慈善団体など200以上の組織が参加する団体で、子どものネット上での安全を守るために連携してさまざまな活動を行っている。

ガイドの 作成目的

- ソーシャルメディアやインタラクティブなサービスを提供するプロバイダーのためのガイド("Child Safety Online")*3を作成した。
- ◆ 大手テクノロジー企業の優れた実践例や、NGOなどオンラインの子どもの安全の専門家のアドバイスを掲載することで、企業が自社のプラットフォームを18歳未満の子どもや若者にとってより安全なものにするために、「セーフティ・バイ・デザイン」について考えることを奨励することを目的としている。
 - ソーシャルメディアの即時性と到達力は、子どもたちの成長にとってあらゆるポジティブな機会を与えてくれるが、同時に大きな危害を加える可能性もはらんでいる:いじめ、児童の性的虐待、性的搾取、人身売買、その他の違法行為は、放っておくと蔓延する可能性があり、実際に蔓延している。
 - メディアそのものが危険なのではなく、その使い方が危険なのである:この実用的なガイドは、ウェブやモバイルビジネスにオンライン上の子どもの安全を組み込むのに役立つよう作成されている。
 - オンライン/モバイルソーシャルメディアまたはインタラクティブサービス(例:ソーシャルネットワーク、メッセージング、Q&Aサイト、インタラクティブゲーム、クラウドサービス、エフェメラルメッセージングサービス)を提供し、ユーザーが18歳未満である場合、この資料が役に立つ。
- *1 https://www.gov.uk/government/organisations/uk-council-for-internet-safety
- *2 Google、Facebook、Twiterも含まれている
- *3 "Child Safety Online A Practical Guide for Providers of Social Media and Interactive Services", https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment data/file/487973/ukccis guide-final 3.pdf

(3)マルチステイクホルダーでの取組①(UKCISの例)(2/4)

ガイドがベースとしているもの、構成、活用方法については以下のように説明されている。

ガイドの ベースと 構成

- 本ガイドは、欧州の業界団体である「子どもネットICT連合(ICT Coalition for Children Online)」*1 の安全フレームワークを利用している。
- このフレームワークは6つの原則を含んでおり、ガイドではそれらをさらにブレークダウンした項目(後述) について、アドバイスや業界の事例を交えて説明している。
- ガイドは4つのパートから構成されている:

第1部:リスク、「子ども」とは誰か、なぜオンライン保護がビジネスの安全にもつながるのか

第2部:6つの原則の詳細、UKCCISのメンバーがどのように実践しているのか

第3部:13歳以下の子供向けのサービスについては、追加のアドバイス

付録 :法制度の状況、有用なリソースや連絡先

ガイドの 活用方法

- サービスをどのように設計するかによって、子どもや若者に真の影響を与えることができる。
- ガイドで示すような保護措置は、即効性のあるプラス効果(不適切なコンテンツへの接触を制限するなど)と長期的な効果(ユーザーが責任を持って情報を共有する方法を理解できるようにするなど)につながる。
- オンラインの安全性は、事業者のプラットフォームの将来にとっても重要であり、ガイドは特に次のような場合に役立つ。
 - ブランドの健全性を維持し、レピュテーション・リスクを考慮する必要のあるスポンサー、広告主、投資家を安心させる。
 - サービスを開始する前に、安全に関する基本的なポリシーと手順を実施する。
 - 既存のユーザー保護策を見直し、強化する。
 - ユーザーと保護者に、自社が安全性リスクを管理できることを確信させる。
 - 13歳未満の利用者に対しては、より厳格な安全対策を実施する。
- *1 ユーザーにとってより安全なプラットフォームを実現することを目的とする欧州の業界団体で、Google、Facebook、Twitter、TikTokも参加している。メンバーは、 同連合の安全フレームワークの6原則をどのように実施しているかを自己宣言し、外部監査人によるレビューを受け、同連合のサイトで公開(※)している。 http://www.ictcoalition.eu/(※事業者の実施状況とその評価については、「COMMITMENTS」のページにて公開している)

(3)マルチステイクホルダーでの取組①(UKCISの例)(3/4)

● 子どものインターネット利用に関するオンラインリスクや、違法行為につながる可能性については、学術的な研究結果なども 踏まえて、以下のように説明している。

オンライン リスク の分類

コンテンツ リスク	◆ 大量に配信されるコンテンツを子どもたちが受け取ること。◆ ポルノ、過激な暴力、憎悪表現、過激化など、年齢にそぐわないコンテンツにさらされる可能性がある。
行為リスク	 子どもがインタラクティブな状況に参加すること。 いじめ、セクスティング、嫌がらせ、攻撃的、ストーキング、または自傷、自殺、拒食症、過食症、違法薬物の使用、危険な行動の模倣などの有害な行動の促進が含まれる。 また、個人情報を過度に公開したり、嫌がらせやいじめをしたりするなど、子ども自身のネット上での行動も、子どもたちを弱くする可能性がある。
接触リスク	 子どもが対話的な状況の犠牲になること。 いじめ、嫌がらせ、ストーカー行為、見知らぬ人との出会い、プライバシー、アイデンティティ、評判に対する 脅威(例えば、恥ずかしい写真を無断で共有する、家の場所を特定される、誰かがユーザーになりすます、 ユーザーが見知らぬ人と情報を共有するなど)、個人ユーザーやユーザー集団に直接向けられる暴力、脅威、 虐待などが含まれる。
その他	● オンライン広告や児童向け広告など、商取引に関連するリスクもあり、本ガイドでも取り上げている。

※ ネット上の潜在的なリスクが個々の子どもや若者にどのような影響を与えるか・与えないかは、年齢、発達段階、リスクに対する個人の考え方など、多くの要因に左右される、とされている

違法行為 につながる オンライン リスク

- 危害につながるだけでなく、次のような違法行為につながるオンラインリスクもある
 - 性的な勧誘や性的搾取
 - 児童虐待画像の作成と配布
 - 児童の人身売買のオンライン上の側面
 - 子どもに対する身体的・精神的虐待
 - 違法薬物の販売と配布
 - リベンジポルノ、ハラスメント、悪質な通信

(3)マルチステイクホルダーでの取組①(UKCISの例)(4/4)

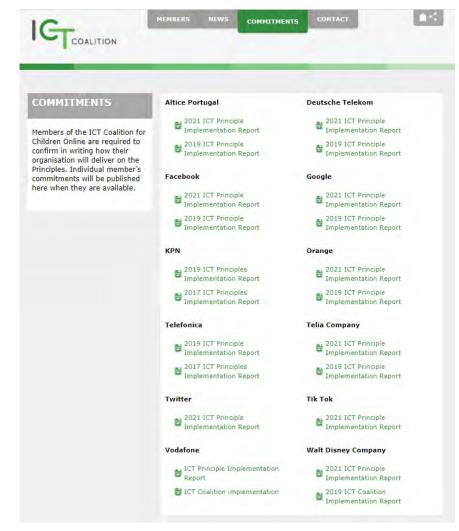
● UKCIS(作成時はUKCCIS)のガイドには、6つの重要な安全原則と細項目が示されている(詳細な説明も付されている)。

1. 自社サービスにおけ るコンテンツ管理	2. ペアレンタル・コント ロール	3. 虐待・誤用への対応	4. 児童性的虐待コン テンツや違法な接触 への対応	5. プライバシーとコン トロール	6. 教育·啓発
 どなったいでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、この	サービスに合わせて設計されたペアレンタルコントロールを検討する。異なるペアレンタルコントロールが、自社のウェブサイトやアプリとどのように相互作用するかを意識する。	 サイカン からいます。 サイカン からいますがです。 サイカを からいますがです。 サイン からいますがですがです。 サイン からいますがですがですがですができますができますができますができますができますができま	 ・ 児童などのできる。 ・ というできる。 	 サービスにのみをする。 とであるのかりでするのが、一切では、まで、では、まで、では、ない、できるのが、一切では、ない、できるのが、一切では、ない、できるのが、一切では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	 プラットフォームでの体験のフェーができる。 保護者、教育者、ユーザ協力をである。 保護者のコライン上の認識をおり、オーン上のの認識を作成する。 メッカー・ジャントののでは、大きないである。 メッカー・ジャントのでは、大きないではないでは、大きないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは



(3)マルチステイクホルダーでの取組②(子どもネットICT連合)

- 前述のICT Coalition for Children Onlineでは、6つの原則の実施・遵守状況について各社が公表している。
- 現時点で12社が、6つの安全原則について署名し、 「ICT Principle Implementation Report」 (2019年版及び2021年版)を公表している:
 - Altice Portugal (電気通信事業者)
 - Deutsche Telekom (電気通信事業者)
 - Facebook (SNS/PF)
 - Google (PF)
 - KPN (電気通信事業者)
 - Orange (電気通信事業者)
 - Telefonica (電気通信事業者)
 - Telia Company (電気通信事業者)
 - Twitter (SNS/PF)
 - Tik Tok (SNS/PF)
 - Vodafone (電気通信事業者)
 - Walt Disney Company (コンテンツ及び各種サービス)
- ※ 上記レポートについては、6つの原則ごとに具体的な記載項目が定められており(次ページ以降参照)、また「可能な限りすべてのセクションとすべての質問に記入」することとされている。(実際の各社のレポートでも、ほぼ全ての項目について記載されている。)



http://www.ictcoalition.eu/commitments

(3)マルチステイクホルダーでの取組③(ITU COP)(1/3)

「ITU児童オンライン保護(Child Online Protection: COP)ガイドライン」はその対象別(子ども向け、保護者及び教育 者向け、産業界向け、政策立案者向け)に4種類作られている*1。

子ども向け (Children)	ITUの児童オンライン保護マスコット「Sangophone」が、オンラインで安全に過ごすためのヒントを提供するコンテンツ。現在5つのエピソードが公開されている:
	①スマートフォンとタブレット、②個人情報、③アプリ、④SNS、⑤YouTube
保護者及び教育者向け (Parents and Educators)	潜在的なリスクと脅威を家族に伝え、家庭や教室で健全で力強いオンライン環境を育むため、以下を示している:
	• 児童・生徒のオンライン利用の利点と課題
	• プライバシー問題、ネットいじめ、グルーミング、性的搾取と虐待(CSEA)など、ネット上での 子どものリスクと被害についての定義、新しいテクノロジーが子どもに与える影響への注意
	• 障がいのある子どもにとってネット社会は充実した社会参加への重要なライフラインであることを踏まえ、移民の子どもやその他の脆弱な集団の特別なニーズへの配慮
	• 保護者や教育関係者が、児童・生徒がインターネットを利用する際にすべきこと、問題が起き たときにどのようにサポートするかについて会話をする際、考慮すべき推奨事項
産業界向け (Industry)	ICT関連産業の現状を反映し、関連するすべての産業に対する一般的な推奨事項と、産業の特徴に応じたチェックリストを提案することにより、デジタル環境に関連するすべてのサービスに関して、具体的なステップを幅広く提供することを目的としている
	接続データの保存やホスティングサービスを提供するオンラインサービス、キュレーションされたデジタルコンテンツの提供、ユーザ生成コンテンツのホスト、ユーザーをつなぐ機能、さらにAIを活用したシステムなどに関する推奨事項を記載
政策立案者向け (Policy maker)	COPに関する国家戦略をどのように策定するかについて具体的な提言、関与すべき主要なステークホルダーを特定するためのツール、調整努力、既存の国家枠組みや戦略計画との整合性を提供する

(3)マルチステイクホルダーでの取組③(ITU COP)(2/3)

産業界向けガイドラインの背景、目的は以下のとおり*1。

ガイドライン の背景

- インターネットとデジタル技術は、コミュニケーション、ゲーム、音楽、文化、教育、スキル向上のための膨大 な活動に従事するための多くの新しい方法を切り開き、健康や教育サービス、あるいは若者にとって重要 でありながら彼らの社会ではタブーとされているような話題に関する情報への重要なアクセスを提供する。
- 他方、インターネットが提供する新しい技術や機会を採用し、それに適応する最前線に子どもや若者がいるのと同様に、彼らはオンライン上でさまざまなコンテンツ、接触、行為の脅威や害にさらされている。

産業界に 求められて いること

- オンラインでの子どもの権利保護に関して、産業界は、子どもの保護権と情報へのアクセスおよび表現の 自由のバランスを慎重にとるために協力する必要がある。
- したがって、各企業は、オンライン上の子どもや若者を保護するために、ターゲットを絞り、子どもや他の ユーザに対して不当な制限を加えないような対策を優先させるべきである。
- さらに、子どもや若者のデジタル・シチズンシップを促進し、子どもたちが情報通信技術(ICT)を積極的に活用できるような製品やプラットフォームを開発することは、民間企業が優先して取り組むべきことであるというコンセンサスが高まっている。

ガイドライン の目的・対象

- この「児童オンライン保護(COP)に関する業界向けガイドライン」は、以下を目的としている。
 - 産業界関係者がCOPに関する独自のリソースを構築するための方向性を示す
 - それにより、企業のビジョンと児童ユーザを保護する責任の双方にとって、有用で柔軟かつ使いやすい 枠組みを提供する
 - 現在の子どもたちや将来の世代のために、インターネット上のサービスや関連技術をより安全かつ安心 して利用するための基盤を確立する
- 幅広い産業を対象となる:

①ISP、②ソーシャルネットワーク、メッセージング、ゲームプラットフォーム、③ハードウェア・ソフトウェアメーカ、④デジタルメディア提供企業(コンテンツ制作者/コンテンツへのアクセスやホスティングの提供企業)、⑤ストリーミングサービス提供企業、⑥デジタルファイル保存サービスを提供する企業、クラウドベース・サービスプロバイダ

(3)マルチステイクホルダーでの取組③(ITU COP)(3/3)

産業界向けガイドラインの概要は以下のとおり*1。

1. 子どものオン ライン保護とは	子どもや若者のために、安全で年齢に応じた、包括的かつ参加型のデジタル空間を構築するための総合的なアプローチをと ることを目的としており、以下が特徴と説明:「脅威に直面した際の対応、サポート、自助努力」「危害の防止」「保護とデジタル 市民としての機会提供のダイナミックなバランス」「子どもと社会双方の権利と責任を支持すること」
2. 子どもの権利 を保護し、促進 するための主 要な分野	以下の5つを提示:
3. 関連業界全般のガイドライン	製品やサービスが子どもや若者の権利に及ぼすあらゆる悪影響を特定、防止、緩和し、子どもや若者の積極的なICT利用を促進するための、産業界への全般的な推奨事項として以下を具体的に概説: • ICTが子どもや若者の権利に及ぼす悪影響を特定、防止、緩和し、子どもや若者の権利の向上を支援する機会を特定する • 政府、法執行機関、市民社会およびホットライン組織と協力し、CSAMとの闘いに重要な役割を果たす • あらゆる年齢の子どもや若者にとって、より安全で楽しいデジタル環境を作る • 技術的な対策を教育やエンパワーメント活動で補完することができる • 技術の進歩を利用した、子どもの保護と教育 • 子どもや若者の参加する権利を支援することにより、子どもや若者を勇気づけ、力を与える • 研究への投資
4. 機能別チェック リスト	特定の機能を持つサービスを提供する事業者への提言(機能別チェックリスト): ・ 特徴A:接続、データ保存、ホスティングサービスの提供 ・ 特徴B:キュレーションされたデジタルコンテンツの提供 ・ 特徴C:ユーザ作成コンテンツをホストし、ユーザーを繋ぐ ・ 特徴D:人工知能を駆使したシステムの提供



(4)民間事業者の取組

● PF事業者等自身もガイドライン(コミュニティガイドライン等)を策定し独自の取組みを行っている(前述のとおり、業界団体等のガイドラインを反映している部分も少なくないと考えられる)が、主な事業者の規約や説明の概略を以下に示す。

PF事業者	利用規約や啓発コンテンツの掲載サイト/ページ	主な掲載内容(ポリシー、ツール(機能・設定サポート)、対処方法等)
ヤフー 株式会社	「メディア透明性レポート」 https://about.yahoo.co.jp/common/transparen cyreport/	透明性レポート(投稿の監視・パトロール体制、機械的な対応、削除理由の内訳、プロバイダ責任制限法に基づく対応状況、等)/利用規約/コミュニティ規則/プライバシーに関する説明・設定/子どもたちのプライバシー保護(保護者・子ども向け説明)/「安心安全な検索」機能の説明等
LINE 株式会社	LINE Safety Center「LINEの安心安全ガイド」 https://linecorp.com/ja/safety/	青少年保護に関する説明・リスクと利用方法のガイド(「学生の皆さんへ」「保護者・教育関係者の皆さんへ」)/「家族や友だちと安心してつながるために」/「トラブルを未然に防ぐための対応策」/投稿基準/「LINEオープンチャット 安心・安全ガイドライン」
Facebook Japan 株式会社* ¹	「お子様の安全のために」 https://www.facebook.com/safety/childsafety	コミュニティ規定/有害コンテンツ別の説明ページ(「児童に対する性的搾取、虐待、児童のヌード」「自殺と自傷行為」「いじめと嫌がらせ」「人的搾取」)/保護者向け説明 (「お子様の安全のために」:心身の健康のためのアドバイスとツール)
Google 合同会社	Googleセーフティセンター https://safety.google/intl/ja ALL/	セキュリティとプライバシー(セキュリティ機能、プライバシーツール、プライバシー保護の取組み)/プロダクト別の安全性の説明/「子どもと家族のためのオンラインセーフティ」の取組説明/「Googleの「保護者による使用制限」機能」設定サポート/ファミリーフレンドリーなインターネット体験(YouTube Kids、Google Play、Googleアシスタント、Google Workspace for Education、Chromebookの説明)
Twitter Japan 株式会社	「安全性とセキュリティ」 https://help.twitter.com/ja/safety-and- security	プライバシー設定の管理(セキュリティとアカウント乗っ取り、プライバシー、スパムと 偽アカウント、要注意コンテンツ、攻撃的な行為)/「Twitterでの年齢確認について」 /「Twitter上に自傷行為や自殺の懸念がある場合の対処」/「オンライン上の嫌がら せについて」/「攻撃的な行為の報告」/「オンライン上で攻撃的な行為を受けている 人を助ける方法」/「暴言や脅迫、差別的言動に対するTwitterのポリシー」
ByteDance 株式会社	TikTok透明性センター https://www.tiktok.com/transparency/ja-jp/	「安全性」/「アカウントとユーザーの安全性」/「コンテンツの違反と禁止」/「コミュニティガイドライン」/「青少年のみなさまへ」/「保護者向けガイド」

^{*1} 米国本社は2021年10月に「Facebook」から「Meta」に社名を変更しているが、日本法人に関して社名変更の有無が確認できないため、従来の社名を記載している。

参考: 青少年保護のための技術的手段等

- 4. フィルタリングサービスの優良事例
- 5. 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止を目的とした技術的な手法のベスト プラクティス
- 6. SNSにおける年齢確認方法に関する各国の状況

4. フィルタリングサービスの優良事例

- (1)概観
- (2)英国での利用実態
- (3)フランスでの利用実態



(1)概観

- 海外では、利用者(青少年及びその保護者)に対してフィルタリングサービス利用を義務付けておらず、あくまでも任意での利用となっていることもあり、認知度は上昇してきているとしても、利用率は全体的に高くない、という傾向にある。
- 英国を除くと、必ずしも定期的、あるいは直近での調査は行われておらず(フランスは直近での調査あり)、利用状況についての最新動向が明らかではない場合もあるが、これまでの調査により下記のような状況とみられる。

	フィルタリング 提供義務	フィルタリング 利用義務	利用率*1	備考
米国	無	無(家庭)	39.2%* ²	
		有(学校·図書館)		CIPA(Children 's Internet Protection Act)により、 E-rateプログラムの支援(補助金)を受ける学校・図書館に フィルタリングサービスの利用を義務付け*3
英国	有	無(家庭)	32%/35%*4	上段:ISP提供(政府とISPの合意により、ISPが提供する*5)
			31%/29%*4	下段:ペアレンタルコントロールソフトウェアによるもの
フランス	有	無(家庭)	28%*6	デジタル経済法第6条 I -1(家族担当省とISPの合意により、
			26.9%~ 36.8%* ⁷	ISPが無償提供)*8 下段は、子どもの年齢別の利用率(36.8%(8-9歳)、33.6% (10-14歳)、26.9%(15-17歳))
		有 (初等·中等教育機関)	_	教育的枠組みにおけるインターネット利用および未成年者保護 に関する2004年2月18日通達* ⁹ により、初等・中等教育機関 に利用を義務付け
ドイツ	無	無(家庭)	6%*10	
韓国	有	無(家庭)	約20%* ¹¹	電気通信事業法第32条の7、同施行令第37条の8に基づき、 通信キャリアには19歳未満のユーザのスマートフォンにアプリ を設置する義務がある*12,*13



【参考】出典

前ページの参考資料を以下に示す。

- *1 基本的にはスマートフォンのフィルタリングの家庭での利用率(米国、英国については、PCやタブレットも含んだ数字の可能性あり)
- *2 https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet torikumi/tyousa/h29/fc/2 1 4 3.html
- *3 https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa/h29/fc/2_1_4_1.html
- *4 https://www.ofcom.org.uk/research-and-data/media-literacy-research/childrens/children-and-parents-media-use-and-attitudes-report-2021
- *5 https://www.gov.uk/government/speeches/the-internet-and-pornography-prime-minister-calls-for-action
- *6 https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa/r01/gaikoku_html/2_2.html#s2_2_2
- *7 https://www.cnil.fr/sites/default/files/atoms/files/sondage_ifop_-_comportements_digitaux_des_enfants_-_fevrier_2020.pdf
- *8 同上
- *9 同上
- *10 https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa/h30/seibi_jyoukyou/2_1.html#s2_1_7
- *11 https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa/h29/fc/2_2_4_3.html
- *12 同上
- *13 https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa/h29/fc/2_2_4_1.htm



(2)英国での利用実態①(Ofcomによる定点調査*1:全体)

直近の調査(2020-21)では、保護者の約6割がフィルタリングについて知っているが、実際に利用しているのは約3割であった。認知率、利用率ともに微増傾向が続いている。

保護者の介入戦略	● 3~4歳の子どもの保護者の3割、5~15歳の子どもの保護者の5割、が4種類(※)すべての介入 策を利用している。(※技術ツールも含め、単一の介入策は極めて少ない) ※技術的な介入/ネット上での安全について(少なくとも数ヶ月に1回)子どもに話す/子どもがネット利用時に監視/ネット利用ルール
ペアレンタルコントロールの認知度・利用度	●【5~15歳の子ども】大まかな傾向として、保護者の認知度の高いペアレンタルコントロール手段ほど、利用率も高い傾向があった
フィルタリングの 認知度・利用度	● 2種類のコンテンツフィルター(※)のいずれについても、家庭でブロードバンドを利用している保護者の約6割が知っており、約3割が利用していた ※ ISPのネットワークレベルの家庭内フィルタリング/ペアレンタルコントロール・ソフトウェア(例: Net Nanny、McAfeeなど)
技術ツールの 認知度・利用度	●【3-4歳の子ども】ブロードバンドを利用している親の少なくとも3割が、ペアレンタルコントロール やオンラインコンテンツへのアクセス制限を利用している
	【5~15歳の子ども】ブロードバンドを利用している保護者の4割が、アプリのダウンロードやアプリ内決済ができないようにスマートフォン/タブレットの設定を変更【同】3割が、サイト/アプリ固有のツールを使って、不適切なコンテンツへのアクセスを制限
端末で使用可能な 技術ツールの	●【3~4歳の子ども】スマートフォンやタブレットを使用している保護者の多くはこれらで使用でき る技術ツールを知っているが、実際に使用しているのはそれほど多くない
認知度・利用度	●【5~15歳の子ども】スマートフォンやタブレットを利用している保護者の1/3がアプリのダウン ロードや決済を防ぐためのツールを利用しており、1/4がコンテンツへのアクセスを制限するため のツールを利用していた

^{*1} Ofcom, "Children and parents: media use and attitudes report 2020/21", https://www.ofcom.org.uk/research-and-attitudes-report-2021

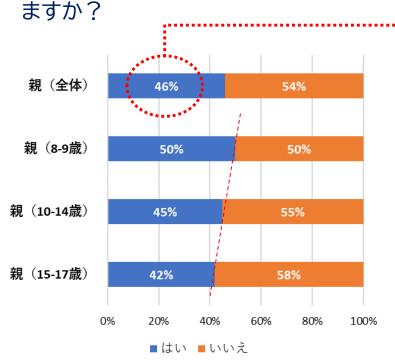


(3)フランスでの利用実態(フィルタリング利用率)

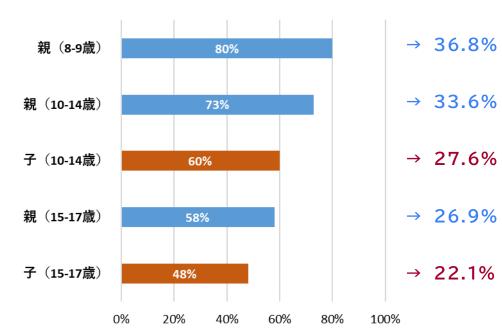
- 子どものオンライン上での行動をモニターするソリューション(ツール。サービス、ルール等)を用いている親は46%だった。
- そのうちで、「インターネットへのアクセス手段にペアレンタルコントロールシステムを導入(≒フィルタリングを導入)」しているのは6割弱~8割(※親の回答)なので、全体の約27%~約37%が(フィルタリング等の)ペアレンタルコントロールシステムを利用していることになる。

【親への質問】 インターネット上での子どもの行動をモニターするためのソリューションをすでに用いてい

【親への質問】 <u>インターネットへのアクセス手段にペアレンタル</u> <u>コントロールシステムを導入</u>していますか? 【子への質問】 あなたの親は導入していますか?



----- 回答者ベース:「46%」



- ✓ 行動モニターソリューション:全体の46%が利用
- ✓ 子どもの年齢が上がるほど利用率は下がる

- ✓ 行動モニターソリューションの中で、最も多く利用されている
- ✓ 子の回答<親の回答(親は利用していると思っても実際は使われていない可能性)</p>

- (1)概観
- (2)英国「Safety tech Industry」掲載企業のサービス
- (3)英国セルフィーレポート

(1)概観

● 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止を目的とした技術的な手法に関連して、以下2項目について調査した。

英国「Safety tech Industry」

- 英国政府はオンラインの安全性を提供する種々のサービス事業者を自国の産業的な強みと捉え、"Safety tech Industry"ダイレクトリーを作成・公表している。
- これらには広範なサービスが含まれているが、青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止を 目的とした技術的な手法については、直接的な分類には含まれていない。
- ただし、「3. 年齢に応じたオンライン体験の実現」に該当するサービスを提供する事業者(29社)について、それぞれのウェブサイトを確認した結果、未成年者の情報発信(企図)に対して何らかの対応を取るサービスを提供していると考えられる企業が3社あった。
 - Privately SA:ネガディブな言葉を含め、不適切な内容を発信しようとするとアラートが表示される。
 - R;pple:自殺関連ワードについて検索・アクセスなどした際にはアラートやサポートが表示される。
 - senso.cloud:不適切なチャットや画像のやりとりが合った場合は、レポートが管理者(注:学校向けのソリューション)に送られ、管理者がそれを確認することができる。

英国 セルフィーレポート

- 英国では超党派の議員グループが、セルフィー(自画撮り)の状況と対策に関するレポートを2021 年10月に公表した。
- このレポートは技術的な対策には言及していないが、全体として、技術系企業(≒プラットフォーム 企業)の責任、政府の責任、普及啓発及び教育、を中心としている。
 - 「自作自演」のわいせつ画像の定義/情報公開と削除/技術責任とデザイン/教育・予防/提言/どうしたら助けてもらえますか?
- 提言は10項目からなり、政府やプラットフォーム事業者の責務、関連法案等(オンライン安全法案や 視聴覚メディアサービス指令等)で重視すべき点を挙げている。
- また、プラットフォーム事業者の責任について、「セーフティ・バイ・デザインの重要性」「年齢確認・年齢によるサービス制限の必要性」「暗号化サービスの(コンテンツモデレーションへの)弊害」「規制に基づく注意義務の必要性」を挙げている。

(2)英国「Safety tech Industry」

- 英国政府はオンラインの安全性を提供する種々のサービス事業者を自国の産業的な強みと捉え、"Safety tech Industry"ダイレクトリーを作成・公表している。
- これらには広範なサービスが含まれているが、青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止を目的とした技術的な手法 については、直接的な分類には含まれていない。

Safety Tech((オンラインの)安全産業)の分類*1

1.	既知の違法コンテンツの自動識別と削除 (Automated identification and removal of known illegal content)	児童の性的搾取と虐待(CSEA)およびテロリストの違法コンテンツを特定し、 削除する。
2.	有害または違法な可能性のあるコンテンツや 行為の検知(Detection of potentially harmful or illegal content or behaviour)	有害または違法となりうるコンテンツや行為(グルーミング、憎悪犯罪、ハラスメント、ネットいじめ、過激派、自傷行為の擁護など)を検知し、人間のモデレータにフラグを示し、対策を講じる。
3.	年齢に応じたオンライン体験の実現(Enabling age-appropriate online experiences)	ユーザの年齢を設定し、オンライン環境が子どもにとって安全で年齢相応であ ることを確実にする。
4.	デバイスレベルの保護(Device-level protection)	デバイスにインストールすることで、ユーザを危険から保護するのに役立つ、 ユーザ、保護者、またはデバイス向けの製品。
5.	ネットワークフィルタリング(Network filtering)	学校、企業、家庭のインターネットにおいて、有害と思われるコンテンツをブラックリスト化したりブロックしたりすることで、積極的にコンテンツをフィルタリングする製品またはサービス。
6.	偽情報の特定と緩和(Identifying and mitigating disinformation)	事実確認と偽情報の遮断(例:信頼できる情報源の表示)を通じて、虚偽、誤解を招く、または有害な物語を含むコンテンツにフラグを立てる。
	その他のサービス(Other services)	(その他のサービス)

^{*1:}DIT, DCMS, "Directory of UK Safety Tech Providers",

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment data/file/1049811/DCMS Directory of Safety Tech Providers v8 3 .pdf

(3)英国セルフィーレポート(主な提言)

- 1. 技術系企業は、現在と同じように違法なコンテンツを削除し、法執行機関と協力できることが保証されない限り、暗号化 を導入すべきではない。
- 2. RSE(注:人間関係・性教育)カリキュラムは、デジタル時代の健全な人間関係について、子どもを責めることのないよう 建設的な会話を促進すべきである。教育省と各自治体の教育省は、これらのメッセージを促進するために、学校に十分 な資源を確保し、教師が適切な訓練を受けられるようにしなければならない。APPGは、10代以上の子どもだけでなく、 第1年代児童*1も対象にした介入を推奨している。
- 3. 内務省は、子どもたちがインターネットから自分の画像を削除させることが、できるだけ容易で、削除プロセスに対する 信頼を確保できるように、すべての関連法規を見直すべきである。
- 4. 技術系企業は、ユーザに対する注意義務を確実に果たすため、積極的に責任を負うべきである。政府および他のステークホルダーと建設的に協力すべきである。プラットフォームは、ユーザが苦情を申し立てたり、画像の削除を要求するための明確な方法を確保する必要がある。
- 5. 「自分で作った」わいせつ画像は、「一人称で作った画像」と呼ぶべき。
- 6. イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド全域で、成果21*2に関するより明確なガイドラインを設け、不必要に子どもを責めたり犯罪者にしたりしない、より一貫した成果を確保すべきである。
- 7. オンライン安全法案(OSB)や、視聴覚メディアサービス指令(AVMSD)などの他の関連法は、子どもがアダルトサイトにアクセスするのを防ぐために、年齢確認を奨励する必要がある。
- 8. 政府は、オンライン安全法案の要件について、Ofcomが児童の性的虐待などの優先分野で専門家の共同規制当局を指定する方法を含め、できるだけ早く詳細な情報を公開すべきである。
- 9. 政府は、違法コンテンツの除去や犯罪の防止に取り組む組織に十分な資金と資源を確保すべきであり、特に以前はEU が資金を提供していた分野については、そのような資金を確保すべきである。

(3)英国セルフィーレポート (技術系企業の責任)

同レポートの「5. 技術責任とデザイン」では、技術系企業の責任、技術系企業に対する規制のあるべき姿について記載しているが、ユーザレベルで使用可能な技術的な手段についての言及はない。以下に「5.」の概略を示す。(※レポート全体として、技術系企業(≒プラットフォーム企業)の責任、政府の責任、普及啓発及び教育、が中心となっている。)

各社の取組み	●政府、産業界、市民社会がパートナーシップを組んで、子どもたちへの害を最小限に抑えながら、インターネットの利点を最大化する努力を続けることが重要。
	• APPGとして、ソーシャルメディア各社が自社のプラットフォームから違法なコンテンツを迅速に削除するための革新的な取り組みについて聴取した(例:Facebook、Twitter、TikTok、Microsoft、Snapなどの企業は、児童の性的搾取、児童の性的描写、児童のヌード、児童との不適切なやりとりなどの違法行為を自社のプラットフォームで許可していないと述べている)。
	•フォトDNAを使って、テクノロジー企業が、法執行機関やIWFのようなホットラインと協力し、自社のプラットフォームから 児童の違法画像を特定し、削除している例もある(現在はオープンソース化され、広く利用されている)。
	● 多くのハイテク企業が市民団体や政府と連携し、子どものユーザーを対象とした教育的な取り組みを進めている。
セーフティ・バイ・ デザイン	 プラットフォームが安全性を考慮して設計されていることの重要性について有識者に聴取した。プラットフォームは、単にコンテンツが有害かどうかを見るだけでなく、そのデザインがどれだけ安全か(=有害なリスクや行動のためにどの程度意図的に使用できるか)を検討し、システム的な焦点を持つ必要があるとのことだった(例:Instagramは、大人から子どもへのメッセージ送信は、子どもが自分のアカウントをフォローしている場合のみとする変更を行った。) プラットフォームは、ユーザが苦情の申立てや、画像の削除を要求するための明確な方法を確保すべき。
年齢認証	・有識者への意見聴取において、オンラインでポルノにアクセスすることは、子どもがどのようにネットを利用するかに大きな 影響を与えるので、年齢認証を行うことが非常に重要だという意見が複数見られた。オンラインコンテンツについて、オフラ インと同様の年齢制限が行われるべき。・APPGとして、OSBやAVMSDなどにより、適切な年齢確認措置について法的に規定することが必要と考える。
暗号化	• 児童保護のためのコンテンツモデレーションを考えると、青少年が利用するサービスのエンドツーエンドの暗号化は(例えばフォトDNAが使えなくなるなど)弊害が大きい。暗号化技術は否定しないが青少年保護が十分に行われていることが前提。
規制	 政府は、OSBに関する詳細な情報をできるだけ早く公表すべき。 すべてのプラットフォームは、その規模によらず、ユーザに対する注意義務を果たし、犯罪を可能な限り困難にすることを保証しなければならない。例えば、有害な偽アカウント、特に性犯罪者が保有するものに対しあらゆる手段を講じるべき。

6. SNSにおける年齢確認方法に関する各国の状況

- (1)概観
- (2)年齢確認サービス提供事業者
- (3)英国・「年齢保証(最低標準)法案」
- (4)ISO作業草案「年齢保証システム標準規格」
- (5) その他の動向

3. SNSにおける年齢確認方法に関する各国の状況

(1)概観

● SNSにおける年齢確認方法に関する各国の状況に関連して、以下4項目について調査した。

年齢確認サービス 提供事業者

- 年齢確認システム・サービスを提供する事業者の業界団体として、AVPAがあり、その加入事業者 19社が提供しているサービスについて調査を行った。
- 半数以上の事業者が、出会い系サイトやソーシャルメディア、ポルノサイトに対応した年齢確認システム・サービスを提供している。
- 年齢確認方法は、公的な身分証明書(パスポート等)による年齢確認に対応するものが最も多い。
- 5社が「携帯電話の登録情報」(年齢制限されたコンテンツへのアクセス可否設定)による年齢確認 システム・サービスを提供しており、いずれも英国向けのサービス。

英国·「年齢保証 (最低標準)法案」

- 2021年5月、「オンラインまたはデジタルサービス、製品の年齢保証システムが一定の最低標準 を満たすことを義務付ける法案」が英国議会に提出された。
- 法案は、Ofcom(英国情報通信庁)に対し、年齢保証システムが満たすべき法的規範を策定する ことを要求する内容となっている。

ISO「年齢保証 システム標準規格」

- 英国規格協会(BSI)が、年齢制限のあるサービス等において適用されるべき年齢保証システムの要件を規定する規格の開発を2021年4月に提案し、11月に作業草案(WD)が公表された。
- 順調に進捗した場合、2024年4月に国際規格として発行されることが見込まれている。

その他の動向

- 米国の上院公聴会では、Instagramが「18歳未満の可能性がある人々を特定するための新しい技術を構築中」と証言した。
- 米国上院に提出された「子どもオンライン安全法案」では、国立標準技術研究所(NIST)に対し、端末における年齢確認システムを開発するための技術的選択肢の実現可能性評価を求めるている。



(3)英国·「年齡保証(最低標準)法案」

- 2021年5月、「オンラインまたはデジタルサービス、製品の年齢保証システムが一定の最低標準を満たすことを義務付ける法案(Age Assurance (Minimum Standards) Bill)」が英国議会に提出された¹。
- 法案は、Ofcom(英国情報通信庁)に対し、年齢保証システムが満たすべき法的規範を策定することを要求する内容となっている。

提案者

■ Baroness Kidron上院議員が法案を提出した²。

背景 • 目的

- ●「子どものオンライン利用に関する検証事業」報告書3によると、英国の12~15歳の99%が定期的に何らかのオンラインサービスを利用しており、1週間当たりで平均20.5時間をインターネットの利用に費やしている。また、子どもに不適切なオンラインサービス・デジタルサービスも流通しており、子どものリスクが高まっている。
- Kidron氏によると、現在英国では年齢保証に関する規制や法的規範がなく、各事業者の判断に 委ねられており、そのため、ユーザに十分理解、信頼されたシステムとなっていないという。
- ●「5Rights Foundation」*の発表した声明文では、年齢対応設計規範(AADC)やオンライン安全法案(Online Safety Bill)だけでは子どもの権利保護に不足があり、効果的な年齢確認およびプライバシー保護を実現する年齢保証システムのための最低標準の策定が要求されている4。

法案の 要旨

- 法案はOfcomに年齢保証システムに関する法定規範を策定するよう要求するもので、事業者等 に対し年齢保証システムの導入を義務付けるものではない。
- Ofcomに対しては、法律の施行から6か月以内に、年齢保証システムが満たすべき「最低標準」の 策定と、最低標準の実施に関する規則策定を要求している。なお「最低標準」に含むべき事項とし て11項目を規定している。
 - * 子どもにとって適切なオンライン環境が整備されるよう、規制や国際的合意の提唱を行う財団で、Kidron氏が代表を務めている。

3. SNSにおける年齢確認方法に関する各国の状況

【参考】 英国·「年齡保証(最低標準)法案」(最低標準)

年齢保証システムに要求する「最低標準」が含むべき項目として、全11項を規定している。

最低標準

● 提案者であるKidron議員は、「最低標準」について、一つの技術的手法を要求するのではなく、 あらゆる年齢保証システムに対し最低限度の基準を設定するもの、としている。

最低標準は以下の項目を含まなければならない。

- データ保護法等既存の法律に定める義務に従い、ユーザのプライバシーを保護すること。
- 製品やサービスのリスクおよび年齢保証を行う目的に照らし適切な年齢保証システムであること。
- サービスを利用する可能性のある子どもの能力および年齢に適した機能を提供すること。
- ユーザ自身やユーザに関するデータを不当な開示、セキュリティ侵害から保護すること。年齢保証のために収集されたデータを他の目的に使用しないこと。
- 年齢が誤って認識された場合、ユーザがそれに異議を唱えたり変更したりするための適切な方法および救済措置を提供すること。
- 「保護された特性」を持つユーザがアクセス可能であり、包括的なものであること。

最低標準 の内容

- ニュース、医療、教育サービスなどの、子どもが合理的に利用可能であるべきサービスへのアクセスを不当に制限しないこと。
- ユーザが子どもである場合を含め、ユーザが仕組みを理解するために十分かつ有意義な情報を、合理的に理解可能な形式および 言語で提供すること。
- 必要に応じて、ユーザの実年齢または該当する年齢層を証明するのに有効であること。
- 正確な情報の提供をユーザからのみに依存しないこと。
- 以下の法令の条件を満たすこと。
 - 2018年データ保護法におけるデータ保護に関する規則(特に、収集するデータは必要最小限でなければならないという原則)
 - 2018年データ保護法第123条に基づき発行された年齢対応設計規範の要件。
 - 1998年人権法
 - 2010年均等法
 - デジタル環境に関するこどもの権利に関する国連子どもの権利条約及び一般意見第25号(2021年)



(4)ISO作業草案「年齢保証システム標準規格」

- 英国規格協会(BSI)が2021年4月に規格開発を提案し、11月に作業草案(WD)が公表された¹。
- 年齢制限のあるサービス等において適用されるべき年齢保証システムの要件を規定する2。

提案者

● 2021年4月、英国規格協会(BSI)が、デジタル・文化・メディア・スポーツ省(DCMS)のバックアップの下、ISOに標準化案を提出した。

目的

- 年齢保証システム事業者が適切な年齢保証システムを構築できるようにするため。
- 年齢制限のある製品、コンテンツ、サービスの提供者が、標準化された認証を得たシステムによってユーザの年齢を的確に判断できるようにするため。

定義する 内容

- 年齢保証プロセスに適用される<u>主要な用語や略語の定義</u>(保証構成要素、処理サブシステム、実施 ステートメント、等)
- 年齢保証プロセスの策定要求を含む、<u>年齢保証プロセスの主要関係者の役割や責任、およびそれらの手続き</u>
- 年齢保証システムの**信頼性のレベル**
- ●信頼性のソース、アウトプット、レベルおよびトラストフレームワークの基礎を確立する方法や、検証された年齢属性の情報を年齢保証プロセスの他の関係者に共有する方法についての共通仕様

期待する 効果

● 政府・規制当局や年齢制限が必要なサービス等の提供者は、特定のポリシーのために適用する年齢保証の種類と信頼性のレベルを指定できるようになることが期待される。

https://euconsent.eu/download/iso-working-draft-age-assurance-systems-standard/

https://www.udite.eu/documents/248336038/0/Presentation+by+BSI+to+the+International+Standards+Organisation+on+proposals+for+a+standard+on+Age+Assurance+Systems.pdf/b1bcb7ca-8807-b0c5-5eb4-8f2003622a61?version=1.0&t=1634849403371&download=true

3. SNSにおける年齢確認方法に関する各国の状況

【参考】ISO作業草案「年齢保証システム標準規格」

- 年齢保証システムの信頼性に応じ、5つのレベルが設定されている。
- 各レベルについて、使用される年齢保証要素、適用できるサービス等、システムが満たすべき条件が規定 されている。

年齢保証システムの5つのレベル

高

レベル		概要
5	ストリクト	より高い評価保証レベルの年齢保証要素を2つ以上含むもの
4	エンハンスド	標準的な評価保証レベルの年齢保証要素を2つ以上含むもの
3	スタンダード	規制対象となる年齢の確認において、必要最低限の基準
2	ベーシック	評価保証レベルの低い年齢保証要素によるもの
1	ゼロ	自己申告のみに基づく年齢確認

低

※ 各レベルの詳細は次ページ以降にて説明

3. SNSにおける年齢確認方法に関する各国の状況

(5)その他の動向

- 米国の上院公聴会では、Instagramが「18歳未満の可能性がある人々を特定するための新しい技術を構築中」と証言した。
- 米国上院に提出された「子どもオンライン安全法案(KOSA)」では、国立標準技術研究所(NIST)に対し、 端末における年齢確認システムを開発するための技術的選択肢の実現可能性評価を求める規定が盛り込 まれている。【KOSAの項参照】
- 他方、EUのデジタルサービス法(DSA)案(議会修正案)では、未成年者保護に関する規定が強化されているが、年齢確認に関する具体的な規定や序文での記述はない。



- Instagramは2021年12月8日の米上院委員会での公聴会で、ユーザの年齢確認について次のように証言した:
 - 13歳未満のアカウントを積極的に見つけて削除し、18歳未満の可能性がある人々を特定するための新しい技術を構築しているところである。
 - 登録時に生年月日を入力し、未成年の疑いがあるアカウントを誰でも報告できるようにするほか、複数の シグナルを用いて18歳以上か未満かを識別する技術を開発している。(例:誕生日を祝うメッセージとそ のメッセージに書かれた年齢に着目するなど)
 - この技術は完璧ではなく、常に改良を続けているが、他の多くのシグナルと合わせて、ユーザの年齢を理解することが重要である。
 - アプリ全体で年齢認証の明確な基準を設けるために、業界としてできることはもっとある:例えば、携帯電話レベルで年齢確認する方がずっと効果的だと思う。



●他方、EUのDSA(議会修正案)では、「ユーザの年齢を評価(「確認」「検証」とは書かれていない)するために、プラットフォームが追加的情報を取り扱う義務を負うべきではない」と記載されている。【序文(52)】

未来を問い続け、変革を先駆ける

